

# ①地方分権改革や行政改革に関する経緯

内閣	官房長官	総務大臣 (自治大臣)	主な出来事・取組	分権改革、行政改革等の動き
鈴木内閣（自）（1980.7～1982.11）	宮澤喜一	石破二郎 安孫子藤吉 世耕政隆		1981.3 第2次臨時行政調査会 発足 (増税なき財政再建を掲げ、地方の改革に着手)
中曽根内閣（自→自・新自由クラブ→自） (1982.11～1987.11)	後藤田正晴 藤波孝生	山本幸雄 田川誠一 古屋亨 小沢一郎 葉梨信行	・3公社民営化（JR、NTT、JT） ・バブル景気	1983.7 第1次臨時行政改革推進審議会 発足 (機関委任事務の整理合理化など) 1987.4 第2次臨時行政改革推進審議会 発足 (地域中核市制度や都道府県連合制度など)
竹下内閣（自）（1987.11～1989.6）	小淵恵三	梶山静六 坂野重信	・ふるさと創生事業 ・消費税の創設	
宇野内閣（自）（1989.6～1989.8）	塩川正十郎	坂野重信		
海部内閣（自）（1989.8～1991.11）	山下徳夫 坂本三十次	渡部恒三 奥田敬和 吹田晃	・バブル崩壊	1990.7 第3次臨時行政改革推進審議会 発足
宮澤内閣（自）（1991.11～1993.8）	加藤紘一 河野洋平	塩川正十郎 村田敬次郎		1992.12 パイロット自治体制度 閣議決定 1993.6 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
細川内閣（日本新党・社・新生・公・新党さきがけ・民社・社会民主連合・民主改革連合） (1993.8～1994.4)	武村正義	佐藤観樹	・55年体制の崩壊 ・政治改革関連4法成立	1993.10 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審） 最終答申 1994.2 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)
羽田内閣（新生・公・日本新党・民社・自由・民主改革連合・改革の会） (1994.4～1994.6)	熊谷弘	石井一		1994.5 行政改革推進本部地方分権部会発足
村山内閣（自・社・新党さきがけ） (1994.6～1996.1)	五十嵐広三 野坂浩賢	野中広務 深谷隆司	・国家行政組織の抜本改革、規制改革と並んで地方分権改革を明示 ・行政手続法施行 ・阪神淡路大震災	1994.12 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定） 1995.5 地方分権推進法 成立 1995.7 地方分権推進委員会 発足（～2001.7）
橋本内閣（自・社・新党さきがけ→自） (1996.1～1998.7)	梶山静六 村岡兼造	倉田寛之 白川勝彦 上杉光弘	・「行政」「財政構造」「経済構造」「金融システム」「教育」の六大改革を提唱 ・アジア通貨危機 ・消費税等の税率引上げと地方消費税導入 ・4兆円減税と財政構造改革法改正表明。財政再建路線を転換	1996.3 地方分権推進委員会 中間報告 1996.11 行政改革会議 設置（～1998.6） (国の行政機関再編等) 1998.5 地方分権推進計画（閣議決定） 1998.6 中央省庁等改革基本法 成立
小淵内閣 (自→自・自由→自・自由・公→自・公・保守) (1998.7～2000.4)	野中広務 青木幹雄	西田司 野田毅 保利耕輔	・金融危機 ・金融再生法成立 ・ITバブル ・周辺事態法、通信傍受法、国旗・国家法など成立	1999.7 地方分権一括法 成立 1999.7 中央省庁等改革関連法 成立 1999.12 中央省庁等改革関係法施行法 成立

内閣	官房長官	総務大臣	主な出来事・取組	分権改革、行政改革等の動き
森内閣（自・公・保守）（2000.4～2001.4）	青木幹雄 中川秀直 福田康夫	保利耕輔 西田司 片山虎之助	・情報公開法施行	2001.1 中央省庁再編による新府省の発足（1府22省庁→1府12省庁） 2001.6 地方分権推進委員会 最終報告
小泉内閣 （自・公・保守→自・公・保守新党→自・公） （2001.4～2006.9）	福田康夫 細田博之 安倍晋三	片山虎之助 麻生太郎 竹中平蔵	・郵政民営化 ・道路公団民営化 ・政策金融機関再編等 （聖域なき構造改革）	2001.7 地方分権改革推進会議 発足（～2004.7） 2002.～2005.6 骨太の方針（閣議決定）毎年 ⇒ 2005.6 三位一体の改革 2002.12 構造改革特区法 成立 2004.4 規制改革・民間開放推進会議 設置（～2007.3） 2004.12 今後の行政改革の方針（閣議決定）※市町村合併推進等 2006.5 行政改革推進法 成立
安倍内閣（自・公）（2006.9～2007.9）	塩崎恭久 与謝野馨	菅義偉 増田寛也	・教育再生 ・改正教育基本法成立 ・国民投票法成立	2006.12 地方分権改革推進法 成立 2007.1 規制改革推進本部及び規制改革会議 設置（～2010.3） 2007.1 道州制ビジョン懇談会 設置 2007.4 地方分権改革推進委員会 発足（～2010.3）
福田内閣（自・公）（2007.9～2008.9）	町村信孝	増田寛也	・後期高齢者医療制度創設 ・リーマンショック	2008.3 道州制ビジョン懇談会 中間報告 2008.5 地方分権改革推進委員会 第1次勧告
麻生内閣（自・公）（2008.9～2009.9）	河村建夫	鳩山邦夫	・景気対策 ・新経済成長戦略	2008.12 地方分権改革推進委員会 第2次勧告
鳩山内閣 （民主・社民・国民新党→民主・国民新党） （2009.9～2010.6）	平野博文	原口一博	・事業仕分け ・脱官僚、政治主導	2009.9 行政刷新会議 設置（閣議決定）（～2012.12） 2009.10 地方分権改革推進委員会 第3次勧告 2009.11 地方分権改革推進委員会 第4次勧告 地域主権戦略会議 設置（～2013.3） 2009.12 地方分権改革推進計画（閣議決定）
菅内閣（民主・国民新党） （2010.6～2011.9）	仙谷由人 枝野幸男	原口一博 片山善博	・東日本大震災	2010.6 「地域主権戦略大綱」 閣議決定 2010.12 関西広域連合 設立、アクションプラン（閣議決定） 2011.4 第1次一括法、国と地方の協議の場法 等成立 2011.6 総合特別区域法 成立 2011.8 第2次一括法 成立
野田内閣（民主・国民新党） （2011.9～2012.12）	藤村修	川端達夫 榎床伸二	・社会保障・税一体改革法 成立	2012.1 行政改革実行本部 設置（～2012.12） 2012.11 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（閣議決定）
安倍内閣（自・公） （2012.12～）	菅義偉	新藤義孝 高市早苗 野田聖子 石田真敏	・アベノミクス ・消費税・地方消費税再引 上げ ・日銀マイナス金利導入	2013.1 行政改革推進本部及び行政改革推進会議 設置 2013.1 規制改革会議 設置（～2016.7） 2013.3 地方分権改革推進本部 設置 2013.4 地方分権改革有識者会議 設置 2013.6 第3次一括法（～2019.5第9次一括法） 2013.12 国家戦略特区法 成立 2014.11 まち・ひと・しごと創生法 成立 2014.12 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 （閣議決定） 2016.9 規制改革推進会議 設置

## ②国と地方の協議の場に関する法律の概要

### 国と地方の協議の場に関する法律の概要 (2011年成立)

#### 概要

##### ① 構成・運営

- ・ 議員
  - 国 : 内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣  
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
  - 地方 : 地方六団体代表 (各1人) 《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員
  - 議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

##### ② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
  - ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
  - ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

##### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集 (毎年度一定回数。臨時招集も可)
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

##### ④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

##### ⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

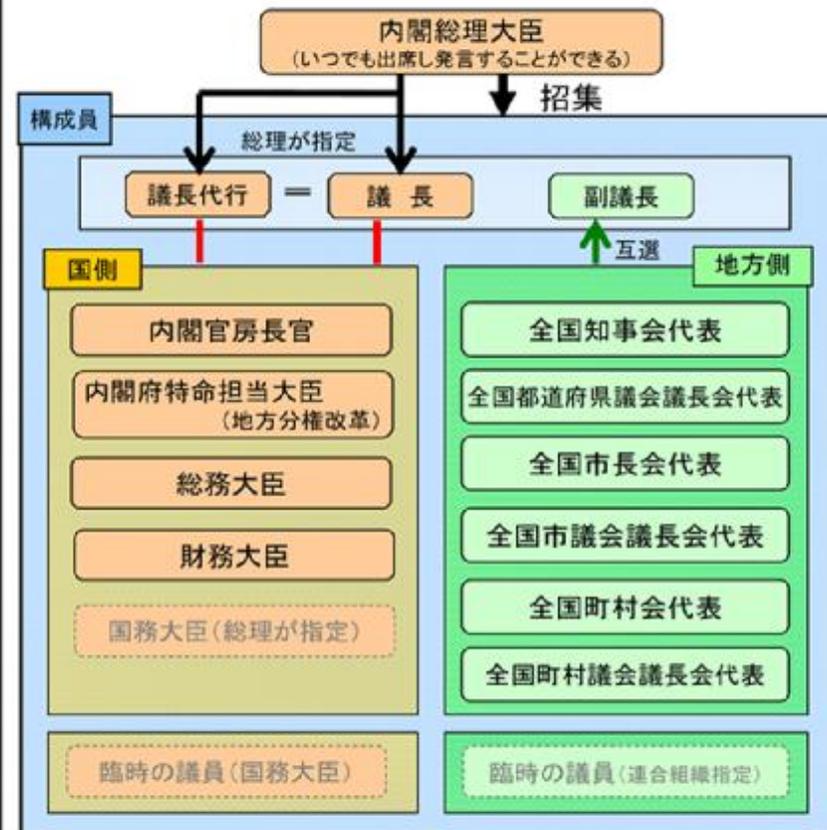
##### ⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

##### ⑦ 施行期日

公布の日 (平成23年5月2日)

#### イメージ



### ③提案募集方式（産業振興関係）の例

○「実現・対応」の項目に区分されたものでも、都道府県との情報共有にとどまるなど、最終的には地方への権限移譲が実現していないものが多い。

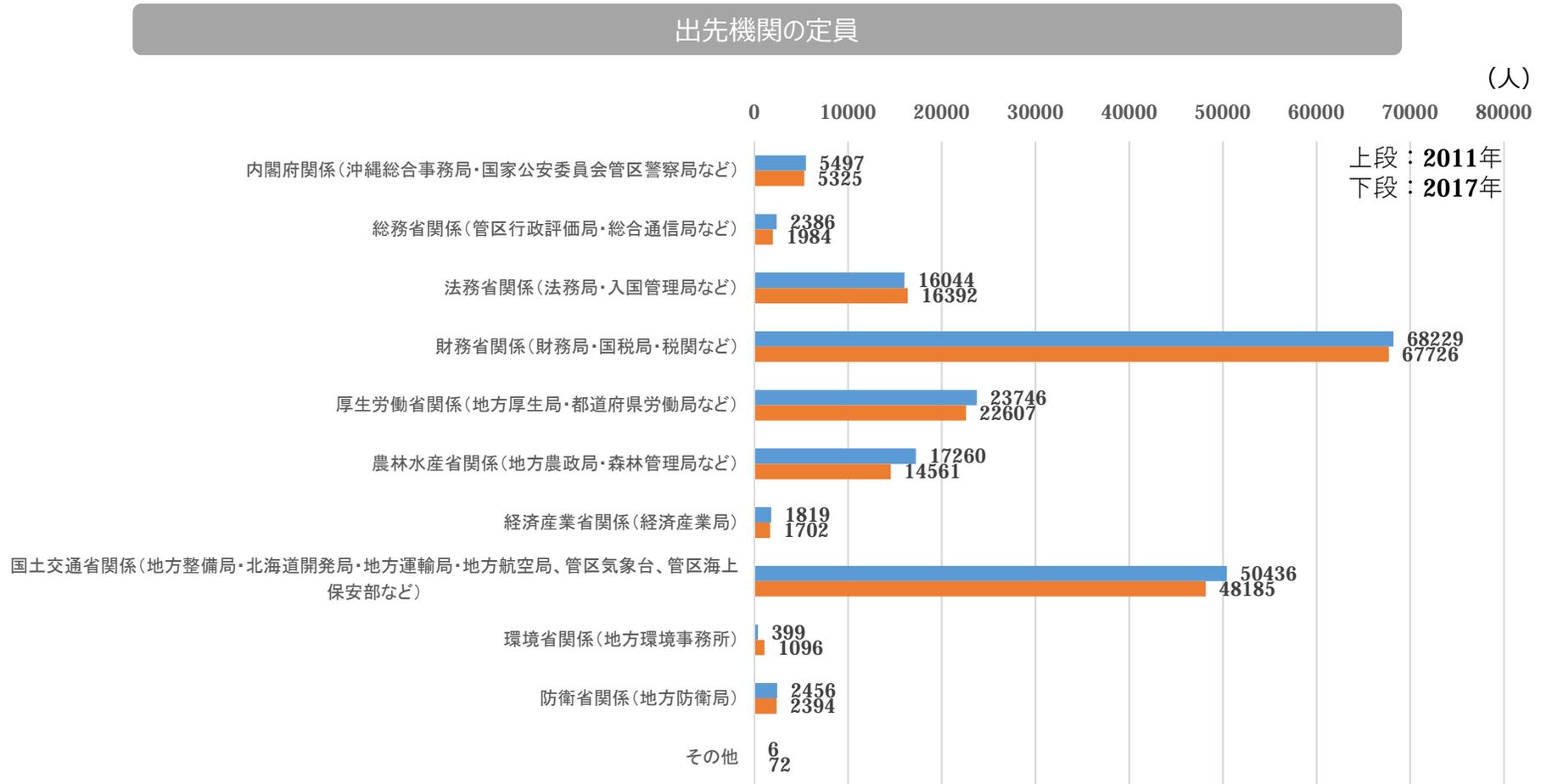
扱いとしては「実現・対応」となっている。

#### 【例】国から都道府県への事務権限の移譲を求めた提案（産業振興関係）

項目	年度	関連する補助金、事業	国の対応、考え方	
創業支援事業計画の認定権限	2014 2015	創業・第二創業促進補助金	×	・都道府県との情報共有を図る ・都道府県の審査会への参加可
農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等	2014	中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金（農工商等連携対策支援事業）	×	・都道府県との情報共有を図る
地域商業自立促進事業の事務権限	2016	地域・まちなか商業活性化支援事業	×	・全国的な見地から実施する必要
中小サービス業中核人材の育成支援事業、小規模事業者支援人材育成事業の権限	2016	中小サービス業中核人材の育成支援事業 小規模事業者支援人材育成事業	×	・都道府県との情報共有を図る
伝統工芸品産業の振興に関する事務権限	2014	伝統的工芸品産業支援補助金	×	・都道府県との情報共有を図る
中心市街地活性化基本計画の認定権限	2014 2015	中心市街地再興戦略事業費補助金	×	・都道府県との情報共有を図る ・都道府県の協議会への参加可
ものづくり高度化支援に関する事務権限	2014	戦略的基盤技術高度化支援事業	×	・都道府県との情報共有を図る
地域商店街活性化に関する事務	2014	地域商業自立促進事業	×	・都道府県との情報共有を図る
商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務権限	2014 2016	小規模事業者持続化補助金 地域力活用市場獲得等支援補助金	×	・都道府県との情報共有を図る
産業クラスターの支援に関する事務	2014	新産業集積創出基盤構築支援事業	×	・広域的立場で国が実施する必要
ベンチャー支援に関する事務権限	2014	地域新成長産業創出促進事業費補助金	×	・広域的立場で国が実施する必要
小規模事業者持続化補助金に関する事務権限	2016	小規模事業者持続化補助金	×	・都道府県との情報共有を図る
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	2014 2015	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	×	・都道府県との定期的な情報交換

## ④国出先機関の状況

○ 国出先機関で組織定員は大きいのは財務省関係と国土交通省関係。2011年から2017年の間で比較すると法務省関係、環境省関係は増加しているが、他はやや減少。



出典：総務省資料をもとに大阪府が作成

# ⑤道州制に対する考え方

	地方制度調査会	道州制ビジョン懇談会	全国知事会	自民党道州制推進本部	関西広域連合 道州制のあり方研究会
	道州制のあり方に関する答申について (2006.2.28)	道州制ビジョン懇談会中間報告 (2008.3.24)	道州制に関する基本的な考え方 (2013.1.23)	道州制推進基本法案(骨子案) (2014.2.18)	道州制のあり方について(最終報告) (2014.3.24)
道州の 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域自治体として、都道府県に代えて道又は州を置く</li> <li>道州と市町村の二層制</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に代わる広域自治体</li> <li>道州と市町村の二層制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国統一的な制度ではなく、それぞれの地域で自ら、府県を越える広域自治体の必要性やその形態等を議論し、地域の個性を生かせる枠組みを、柔軟に選択できることが重要</li> </ul>
道州の 区割り	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の地方支分部局管轄区域に準拠した9・11・13道州の3案を例示</li> <li>複数都道府県を合わせた広域的な単位が基本</li> <li>社会経済的諸条件に加え、地理的、歴史的、文化的条件も勘案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的・財政的自立が可能な規模のほか、地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面の交流等の条件を有することが必要</li> <li>住民の意思を可能な限り尊重し、法律で全国をいくつかのブロックに区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論すべき</li> <li>住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の都道府県の区域より広い区域(地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域をすることが適当と認められる場合)にあっては、当該一の都道府県の区域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮するため、当該地域の十分な意見の反映が必要</li> </ul>
国と地方の 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>国(特に各府省の地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲</li> <li>道州は広域事務を担う役割に軸足を移す</li> <li>現在都道府県が実施している事務は、大幅に市町村に移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国: 国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定</li> <li>道州: 基礎自治体の範囲を越えた広域行政、道州の事務に関する規格基準の設定、基礎自治体の財政格差等の調整</li> <li>基礎自治体: 地域に密着した対人サービスなどの行政分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国: 外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化</li> <li>道州: 広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等</li> <li>都道府県の事務は可能な限り市町村に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国: 国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの等に極力限定</li> <li>道州: 国及び都道府県から移譲承継された事務を処理</li> <li>基礎自治体: 市町村の事務及び都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州のイメージ</li> <li>企画立案・総合調整型イメージ 道州は、広範な企画立案機能を含め総合調整機関としての役割を果たすイメージ</li> <li>基礎自治体補完型イメージ 道州は、国や基礎自治体との調整、また基礎自治体の補完などを主に行うイメージ</li> <li>府県連合型イメージ 府県を併存させた道州または広域連合を置くイメージ</li> </ul>
議会・ 執行機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員及び首長は、道州の住民が直接選挙</li> <li>議員の選出方法は、比例代表制を採用することも考えられる</li> <li>長の多選は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会と執行機関については、全国一律の設置基準ではなく、各道州独自の立法で自主的に組織を形成</li> <li>広範な自主立法権をもつ一院制議会を設置</li> <li>議員及び首長は、地域住民による直接選挙</li> </ul>	—	議員及び首長は住民が直接選挙	—
自治立法権	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については、道州の立法に委ねる</li> <li>国の権限は、法律と政令に留め、省令、規則、通達等で道州及び基礎自治体を拘束しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法令の内容は基本的事項にとどめる</li> <li>道州に広範な自治立法権を付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定</li> <li>道州の自治立法権限の拡充を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会に委ねるべき</li> </ul>
税財政制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国からの事務移譲に伴う税源移譲</li> <li>偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実等を図り、分権型社会に対応する地方税体系を実現</li> <li>税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築</li> <li>道州及び基礎自治体に課税自主権を付与</li> <li>道州と基礎自治体に必要な財政調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の課税自主権を強化</li> <li>偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築</li> <li>道州間の歳入を均等化するための財政調整制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な地方税体系を構築し、道州及び基礎自治体の役割に見合った税源を配分</li> <li>税源の適正な配分を是正するため必要な財政調整制度を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示すべき</li> <li>道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要</li> </ul>

## ⑥地方法人課税の国税化

- 地域間における財政力格差を是正するため、地方法人課税の一部を国税化し、交付税や譲与税として地方に配分する仕組みが恒久措置として講じられた。

年 度	措置の内容	措置の趣旨	問題点
2008年度	<p>◇ <b>地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人事業税（所得割・収入割）の一部を地方法人特別税（国税）として分離し、税込額を地方法人特別譲与税として譲与</li> <li>※ 暫定措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方法人二税の税込額の急速な回復に伴い顕著となった地域間の財政力格差を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでのものとして措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の一部国税化は地方分権の流れに逆行</li> </ul>
2014年度	<p>◇ <b>地方法人税の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人住民税法人税割の一部を地方法人税（国税）として分離し、地方交付税原資として活用</li> <li>※ 恒久措置</li> </ul> <p>◇ <b>地方法人特別税・譲与税の規模を1/3縮小（法人事業税への復元）</b>〔暫定措置の見直し〕</p> <p>※ 消費税の引上げ（8%→10%）時に廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税の引上げ（1%→1.7%）により、交付団体と不交付団体の財政力格差が大きくなることへの措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、財政力格差の是正は、地方税の国税化により調整するのではなく、税源移譲など地方税財源の充実によって行われるべき</li> <li>・ 財政力格差は不交付団体の努力によって生じたものではなく、また交付団体の課税努力の不足によって生じたものではない</li> </ul>
2019年度	<p>◇ <b>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税10%段階において復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部を特別法人事業税（国税）として分離し、税込額を特別法人事業譲与税として譲与</li> <li>※ 恒久措置</li> <li>※ 2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用（譲与は2020年度から）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するための措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体自身の責任によらない格差拡大を地方税を使って是正するのは不適切</li> </ul>

## ⑦地方共有税構想

- 2006年、地方六団体は「地方分権の推進に関する意見書」において地方交付税を地方共有税とすることを提言
- 地方交付税は国から与えられるものではなく、「自治体が財源を融通しあうことで、国に依存せず、住民に一定水準の行政サービスを提供できるようにすべき」との考えに基づくセーフティネットであることを制度上明確にするため、一般会計を通すことなく、特別会計に直接繰り入れることなどを要望

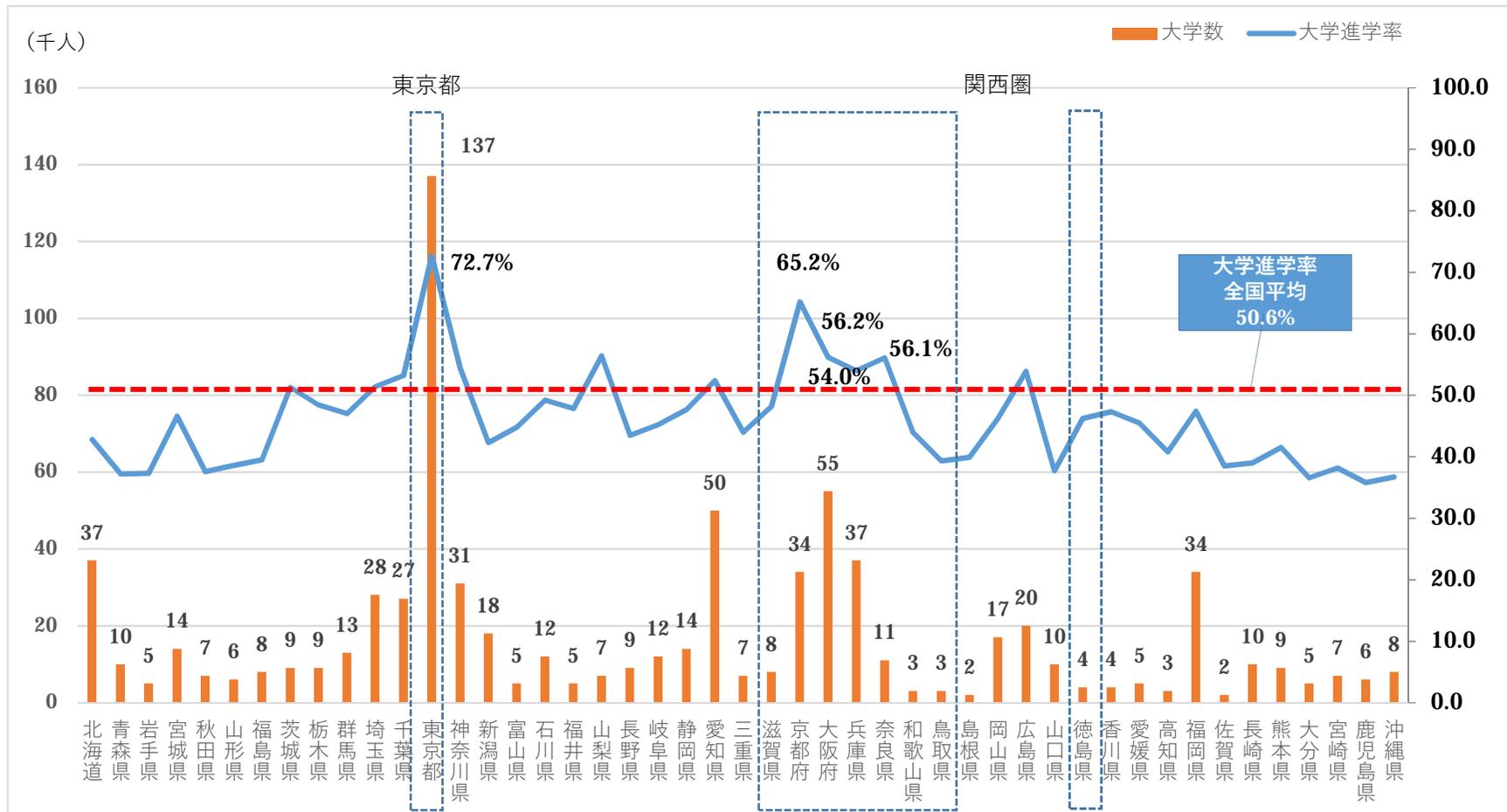
### ■地方共有税構想

- (1) 名称を以下のとおり変更する。
  - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
  - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
- (2) 国の一般会計を通さず、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
- (3) 現在の財源不足（2006年度 8.7兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

出典：地方分権の推進に関する意見書『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』地方財政自立のための7つの提言  
(地方六団体)

## ⑧若者（大学進学率・大学数）

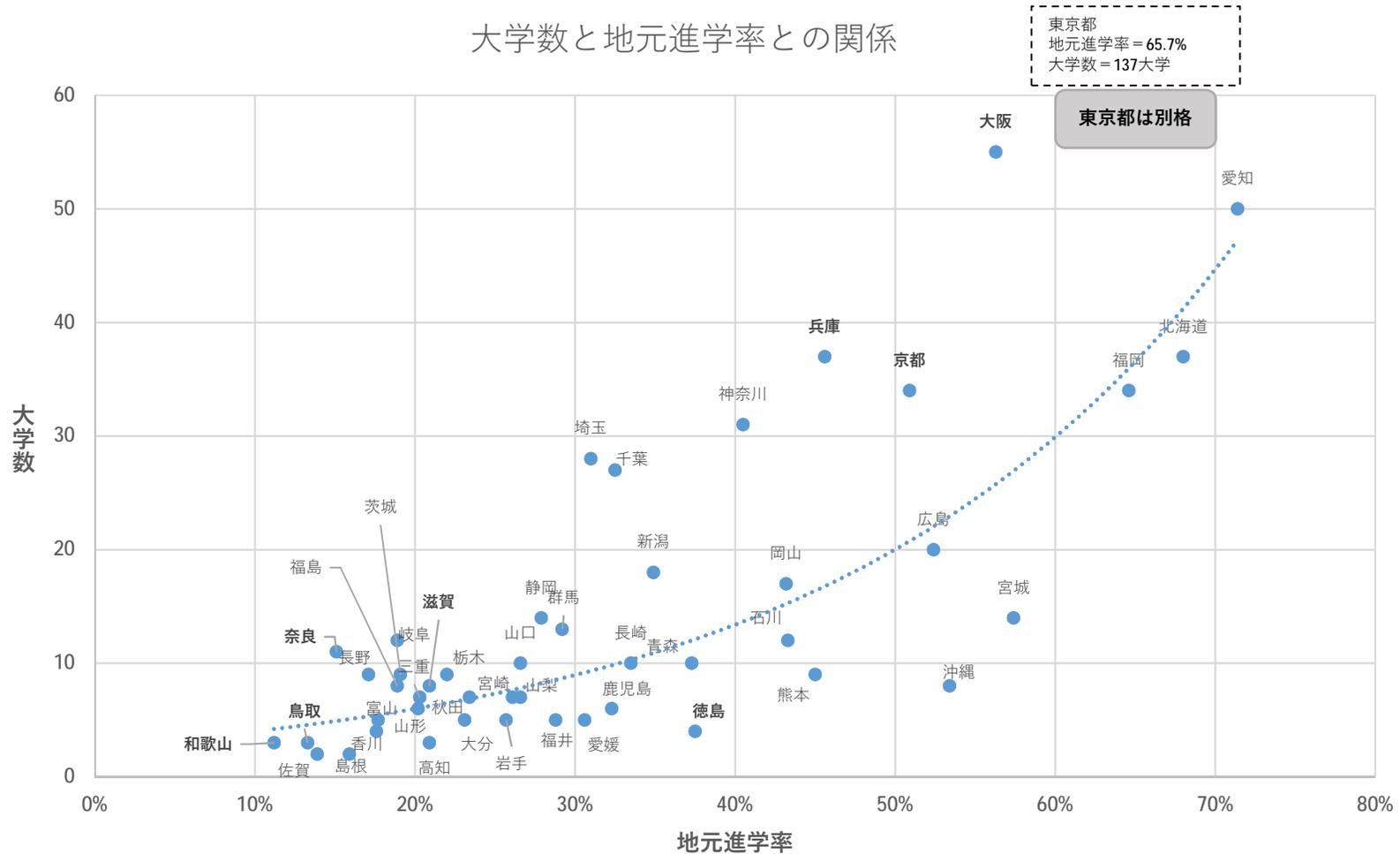
- 大学への進学率（H28）は、全国では東京都が突出して高く、唯一**70%を超えている**。
- 関西圏では、京都府の大学進学率が最も高く（**60%超・全国第2位**）、大阪府・兵庫県・奈良県が**50%台**、その他の県は**50%未満**に留まる。



出典：中央教育審議会大学分科会将来構想部会（第10回）（2017年12月15日）資料をもとに大阪府が作成

## ⑨若者（大学数と地元進学率）

- 大学数が多い地域は、地元進学率も高い傾向にある。
- 地元進学率について、大阪府、京都府、兵庫県は全国の中でも上位であるが、和歌山県、鳥取県、奈良県は下位であり、地方部では地元進学率が低くなっている。

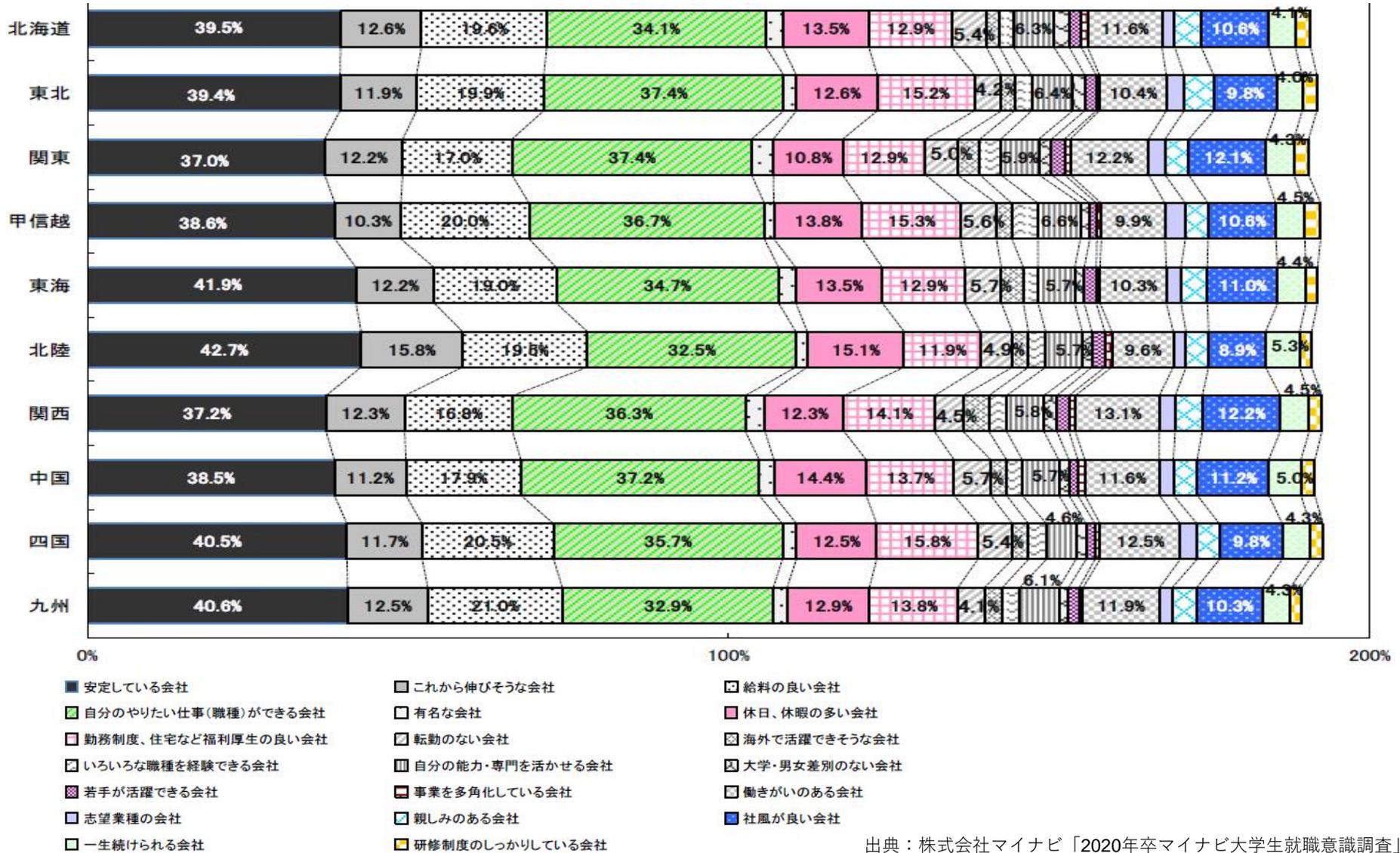


出典：中央教育審議会大学分科会・将来構想部会（第10回）合同会議配布資料（平成28年度資料）  
文部科学省「学校基本調査（平成28年度）」をもとに大阪府が作成

## ⑩若者（企業選択のポイント）

○ 若者の企業選択のポイントは、「安定している会社」が全国いずれの地域でもトップとなっている。続いて「自分のやりたい仕事（職種）ができる会社」や「給料の良い会社」が上位にある。

### ■ 企業選択のポイント（最大2つ選択）

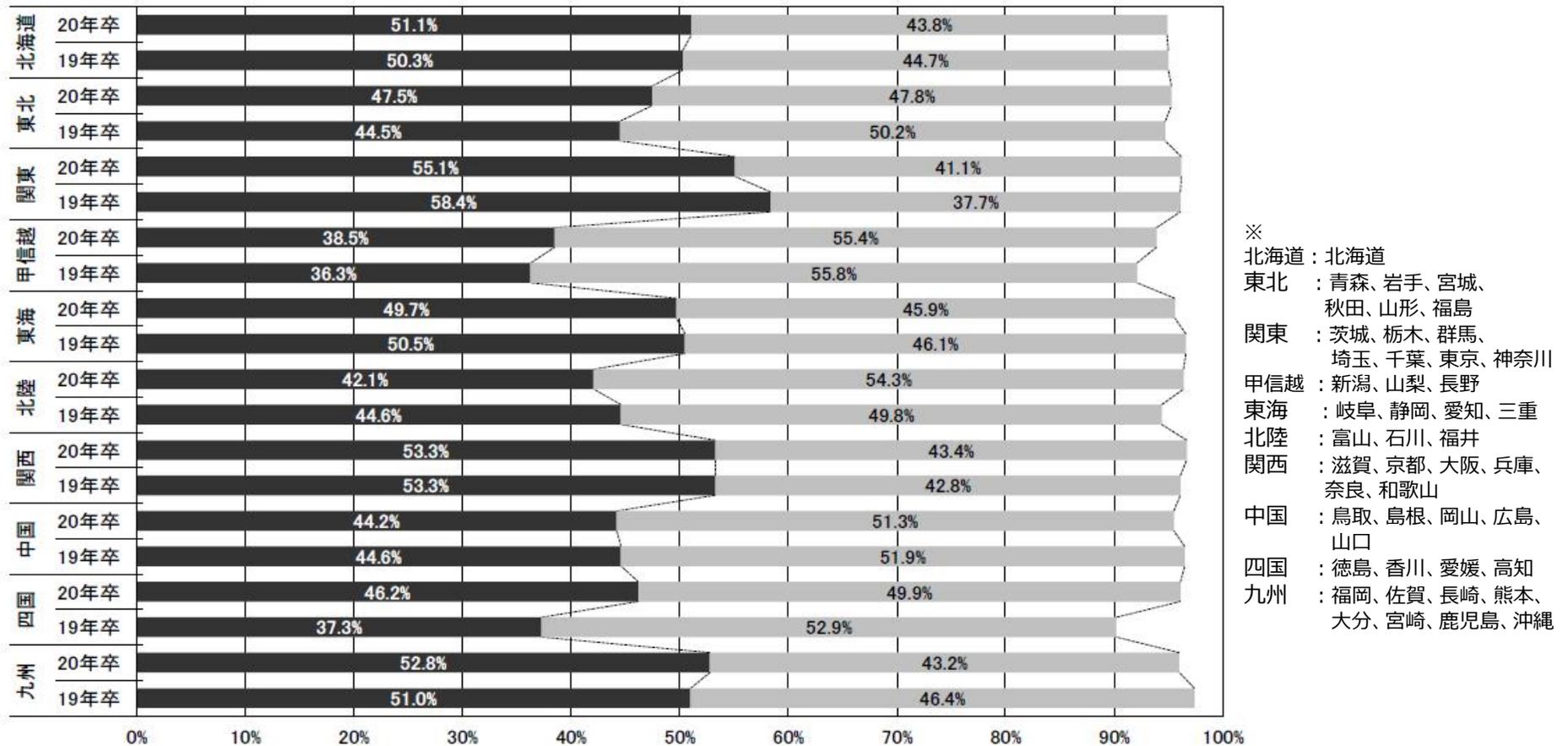


出典：株式会社マイナビ「2020年卒マイナビ大学生就職意識調査」

# ⑪若者（大手企業志向）

○ 関西の若者は、関東に次いで大手企業志向が強い。大手企業志向は2013年頃までは低下していたが、最近再び強まる傾向にある。

- **大手企業志向**
  - 「絶対に大手企業がよい」+「自分のやりたい仕事ができるのであれば大手企業がよい」
  - 「やりがいのある仕事であれば中堅・中小企業でもよい」+「中堅・中小企業がよい」



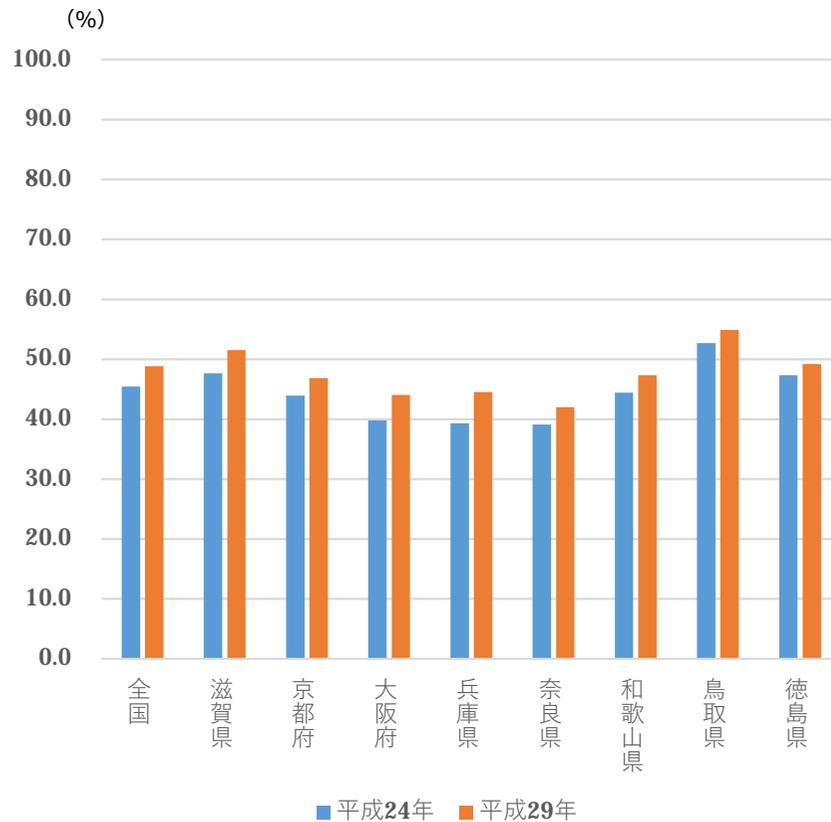
出典：株式会社マイナビ「2010～2020年卒マイナビ大学生就職意識調査」をもとに大阪府が作成

	2010年卒	2011年卒	2012年卒	2013年卒	2014年卒	2015年卒	2016年卒	2017年卒	2018年卒
参考：関西	54.5%	48.2%	43.1%	36.0%	41.1%	45.7%	42.7%	45.9%	51.7%

## ⑫女性（共働き世帯の家事負担割合）

- 関西圏各府県で、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年から29年にかけて、増加傾向にある。
- 共働き夫婦で6歳未満の子どもの世帯における夫の家事・育児負担率をみると、兵庫県では家事・育児ともに全国平均を上回っている。滋賀県、和歌山県、京都府では家事・育児ともに全国平均を下回っている。

### ■ 夫婦共働き世帯の割合



出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

### ■ 夫の家事・育児負担率

夫の家事負担率（都道府県別）

順位	都道府県	負担率
1	佐賀県	22.16%
2	大分県	20.10%
3	東京都	18.67%
4	福井県	17.44%
9	兵庫県	14.21%
	全国平均	11.48%
19	奈良県	11.18%
34	京都府	8.94%
36	滋賀県	7.81%
43	大阪府	6.67%
45	熊本県	5.36%
46	和歌山県	5.03%
47	長崎県	4.61%

夫の育児負担率（都道府県別）

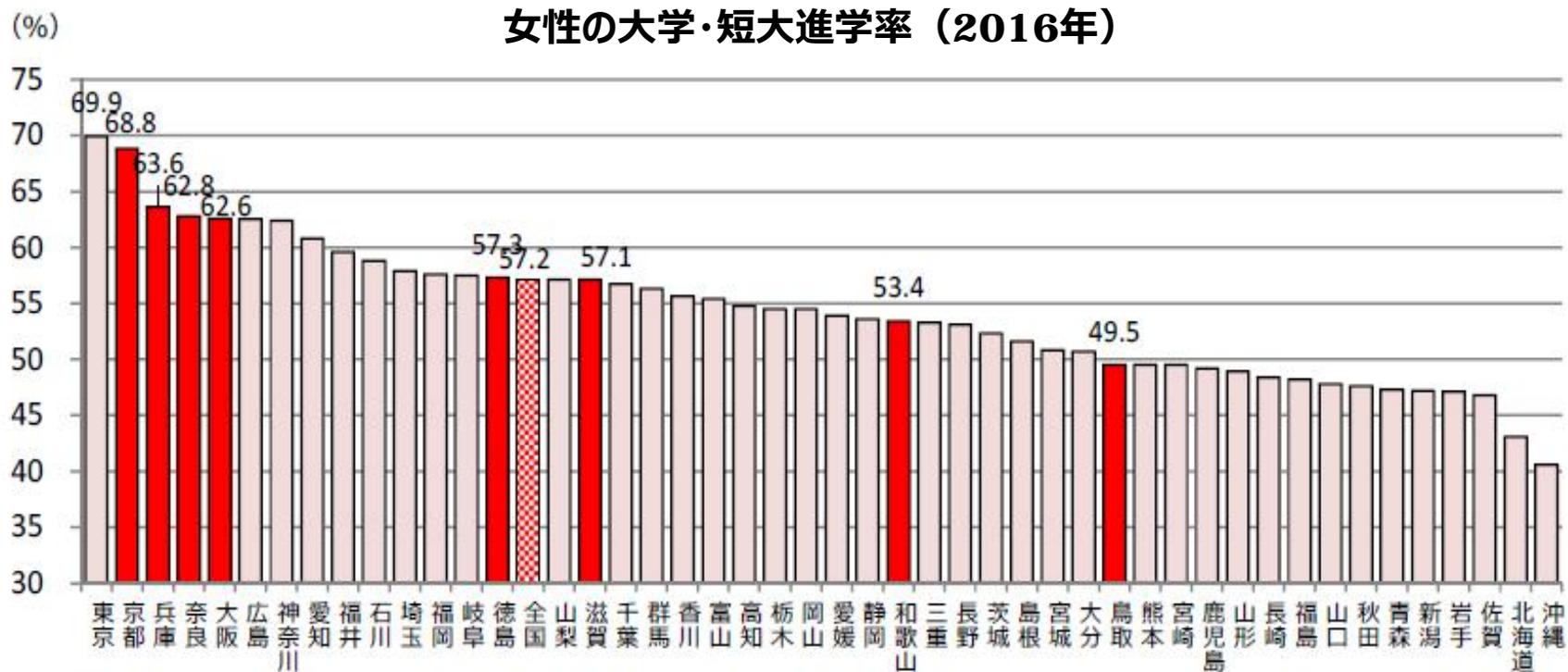
順位	都道府県	負担率
1	宮城県	32.14%
2	新潟県	32.09%
3	秋田県	32.04%
4	東京都	30.04%
13	奈良県	24.35%
18	福井県	23.31%
20	大阪府	23.14%
21	兵庫県	22.65%
	全国平均	22.12%
29	滋賀県	20.71%
38	和歌山県	17.50%
42	京都府	15.09%
45	福岡県	13.95%
46	広島県	13.86%
47	神奈川県	12.90%

・夫の家事負担率 = 夫の家事時間 / (夫の家事時間 + 妻の家事時間)  
 ※家事時間は、週全体の総平均時間

出典：近畿経済産業局中小企業政策調査課「関西企業フロントライン 第5回」

### ⑬女性（大学・短大等進学率）

○ 女性の大学・短大等進学率について、関西圏では全国平均よりも高い府県が多い。

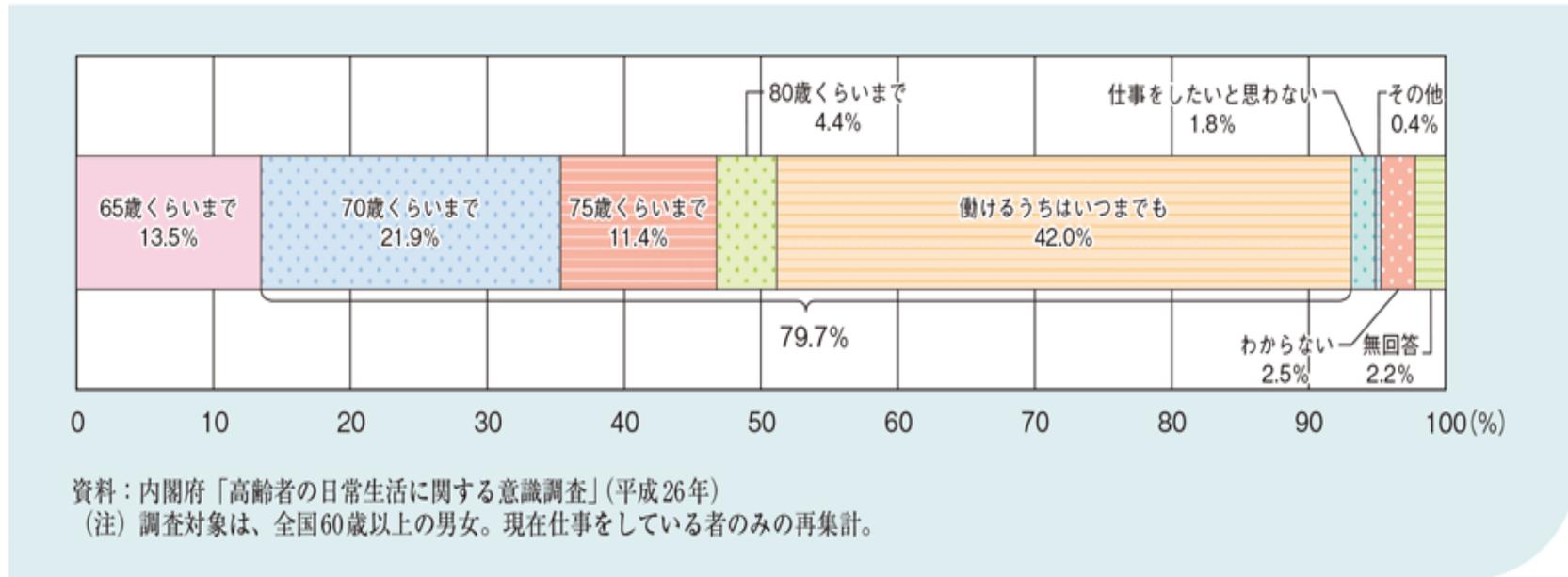


出典：関西広域連合「関西女性活躍推進フォーラム 第1回会議 資料」  
 （一般財団法人アジア太平洋研究所「関西における女性就業率の拡大に向けた提言」研究会報告書（2016年度）概要）

## ⑭高齢者（高齢者の就業意欲）

○ 現在仕事をしている全国**60歳以上**の男女に何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいか調査をしたところ、約4割が、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。**70歳**くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる。

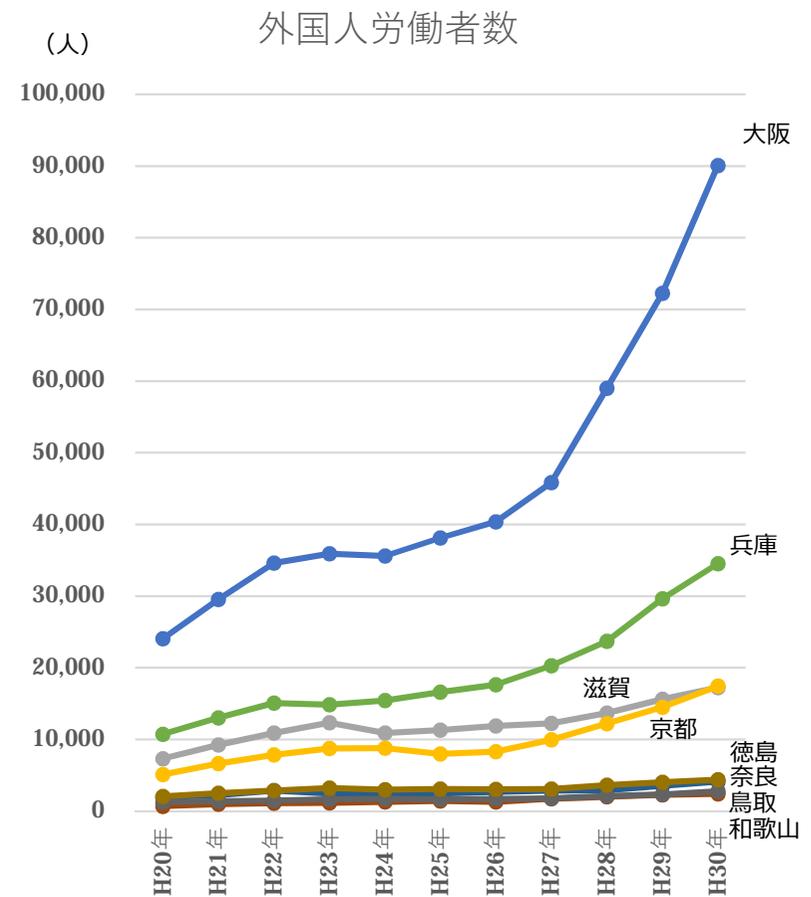
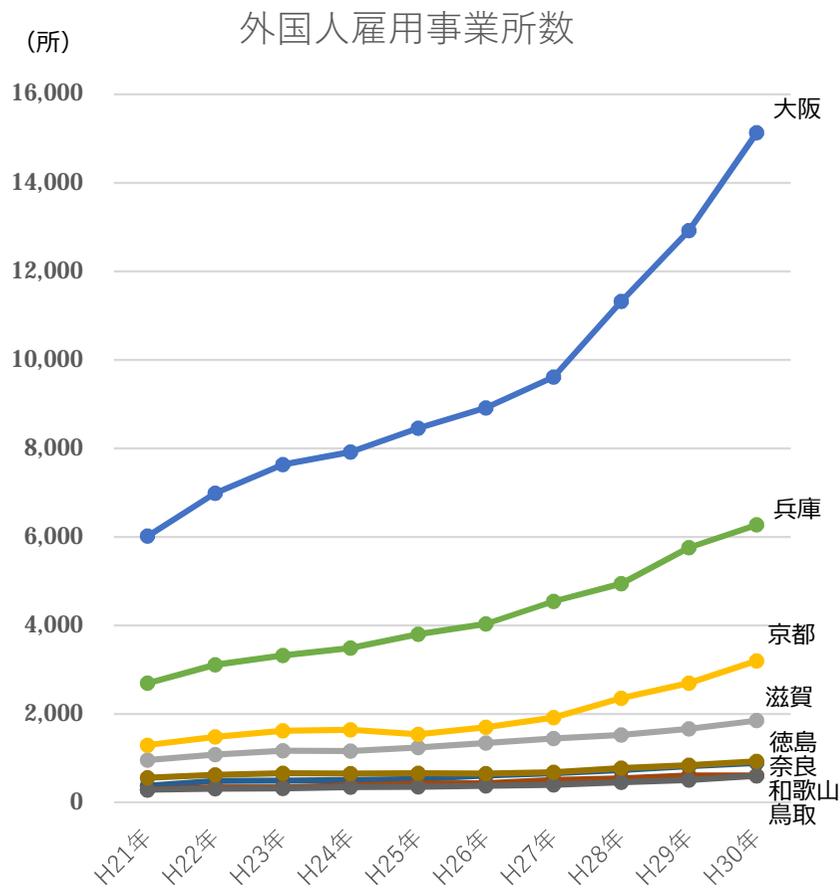
Q.あなたは何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか。



出典：内閣府「令和元年版高齢社会白書（全体版）」

## ⑮外国人（雇用事業所数・労働者数）

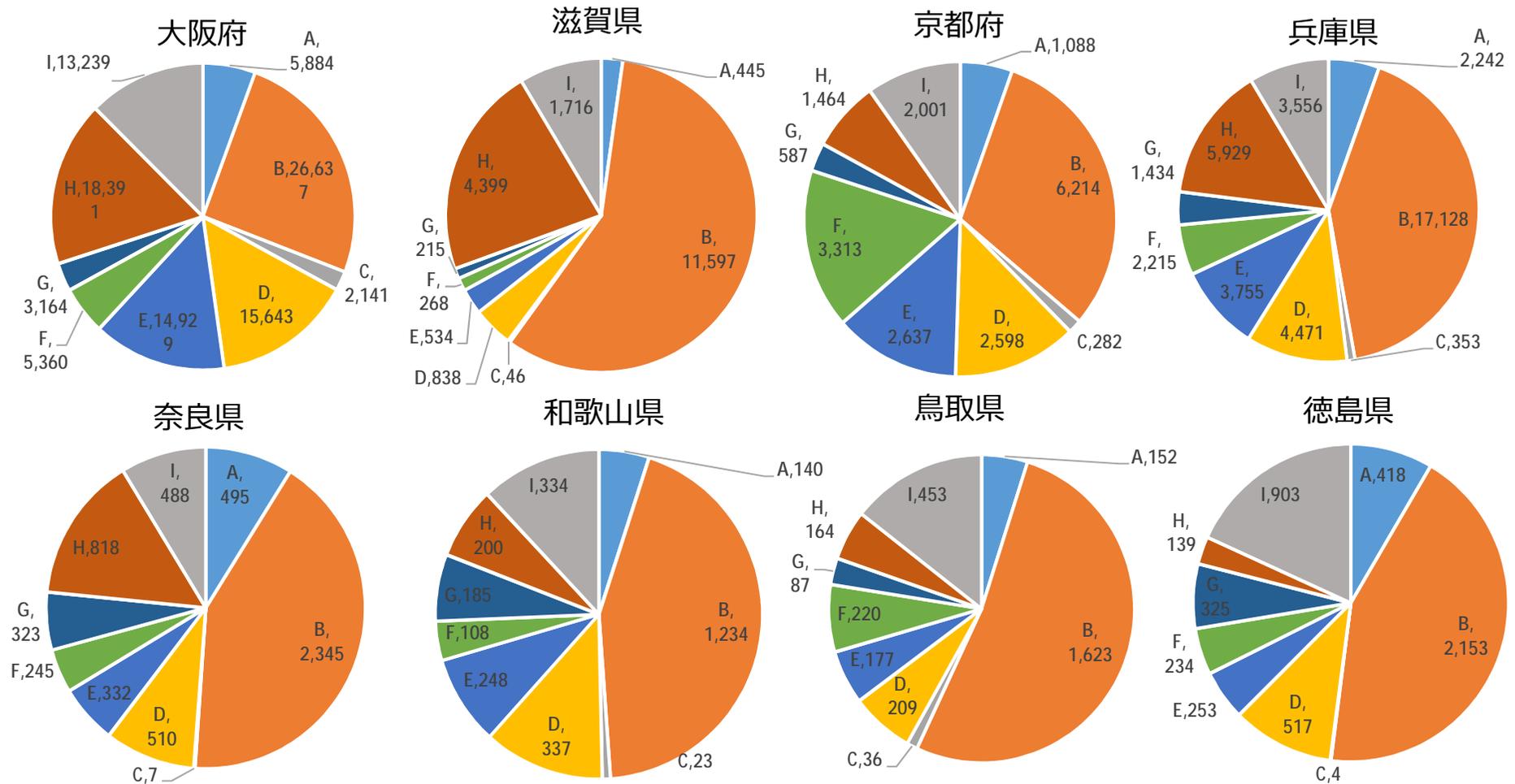
- 外国人雇用事業所および外国人労働者数ともに、関西圏では大阪府が圧倒的に多く、兵庫県・京都府・滋賀県が続いている。
- いずれの府県においても事業所数、外国人労働者数ともに増加傾向にある。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめをもとに大阪府が作成

## ⑬外国人（産業別労働者数）

○ 産業別に外国人労働者数を関西圏の府県別にみると、製造業に従事する比率が高いが、大阪府や京都府では製造業の比率が低く、大阪府ではサービス業、京都府では教育、学習支援業に従事する者の比率が他府県に比べて高くなっている。

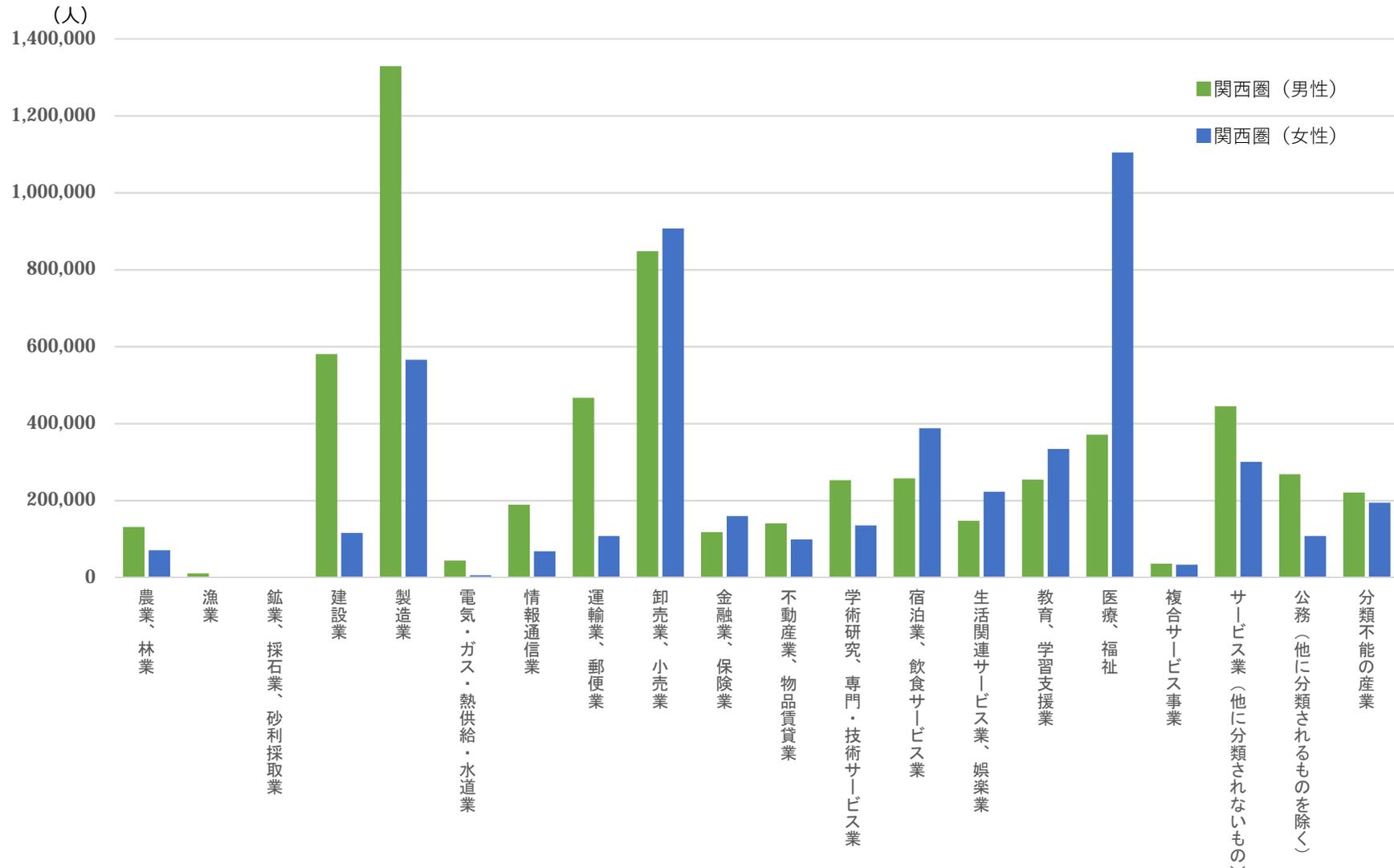


A：建設業 B：製造業 C：情報通信業 D：卸売業、小売業 E：宿泊、飲食サービス業  
F：教育、学習支援業 G：医療、福祉 H：サービス業（他に分類されないもの） I：その他 数字は人数（単位：人）

出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（2019年10月末現在）をもとに大阪府が作成

## ⑰雇用（産業別有業者数の男女比率）

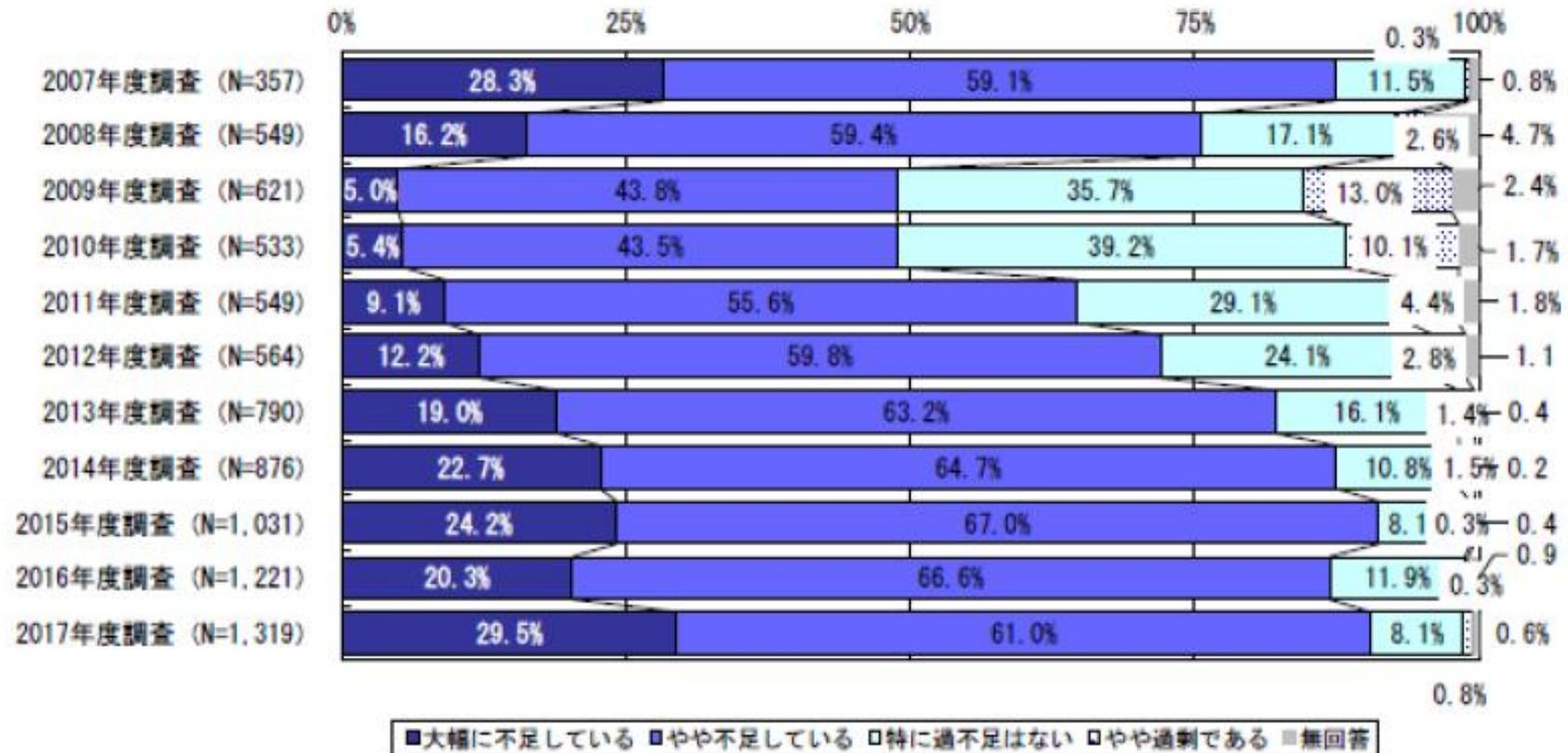
- 関西圏における産業別有業者数を男女別にみると、医療、福祉では圧倒的に女性の割合が高い。その他、女性の比率が高い産業としては、卸売業・小売業、金融業・保険業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業などがある。
- 将来的に従業者数の増加が見込まれる情報通信業では、男性の比率が高い。



## ⑱雇用（IT人材の不足）

○ IT企業におけるIT人材の“量”に対する不足感は高まる傾向にあり、2016年度でやや緩和したものの、2017年度には「大幅に不足している」割合が急激に高まっている。

### ■ IT企業のIT人材の“量”に対する過不足感



出典：独立行政法人情報処理推進機構「IT人材白書2018 概要版」

## ⑱雇用（多様なIT人材）

- IT関連産業における女性人材の比率は4分の1程度であり、今後の伸びが期待される。
- 人口減少や少子高齢化に伴い、IT関連産業においても、若年層が減少し、高齢化が進展すると考えられる。
- 情報通信業に就労している外国人数は、7年間で約2倍と拡大傾向にある。

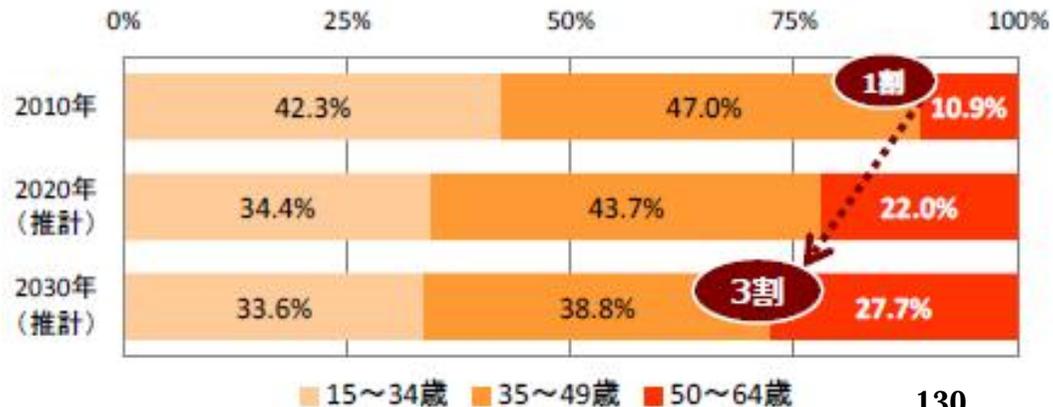
### ■ IT関連産業における「女性」の比率

※ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業について集計

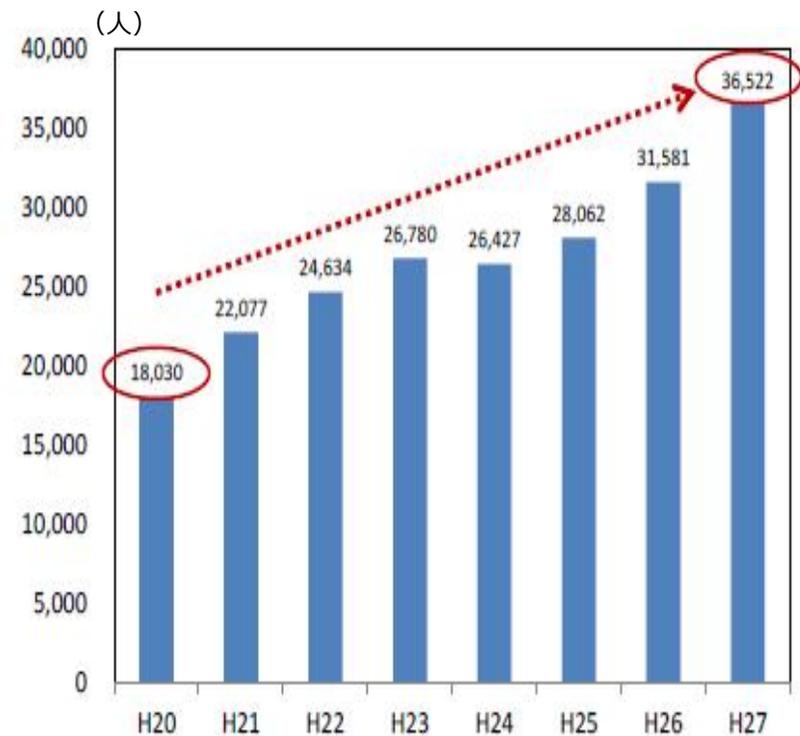
	計	男	女	女性構成比
全国	1,077,848	814,236	263,612	24.5%
東京	531,504	404,469	127,034	23.9%
滋賀	1,982	1,471	512	25.8%
京都	8,246	6,066	2,180	26.4%
大阪	119,139	86,767	32,373	27.2%
兵庫	14,210	10,980	3,230	22.7%
奈良	347	238	110	31.7%
和歌山	1,260	845	415	32.9%
鳥取	860	619	242	28.1%
徳島	1,057	704	353	33.4%

出典：平成30年「特定サービス産業実態調査」をもとに大阪府が作成

### ■ IT関連産業における「シニア人材」の比率の推移



### ■ 情報通信業に就労している「外国人」数の推移



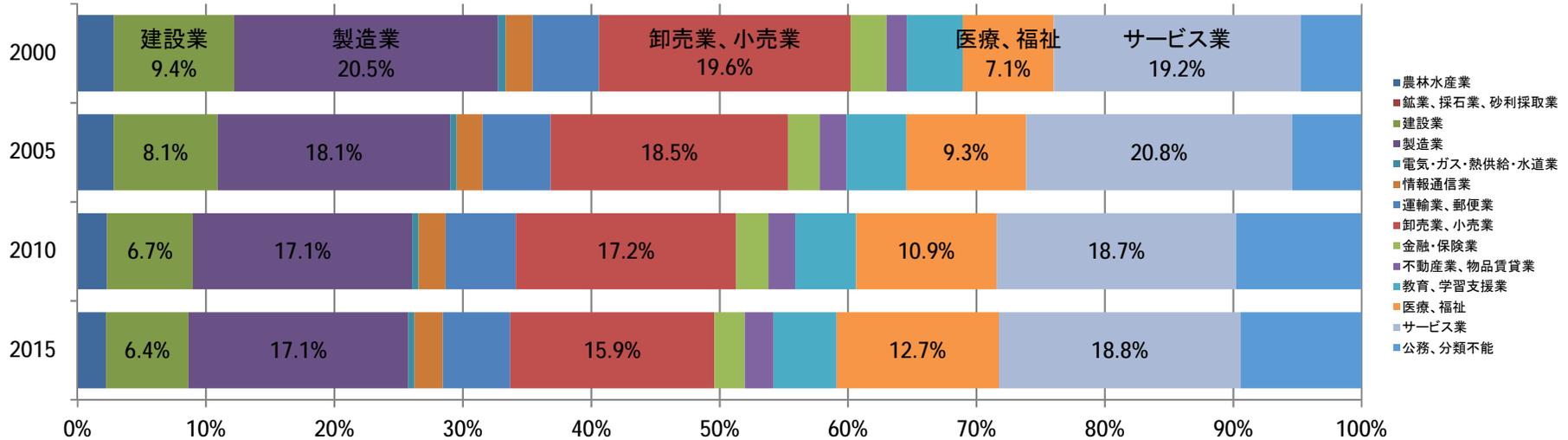
(厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめをもとにみずほ情報総研作成)

出典：経済産業省「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」

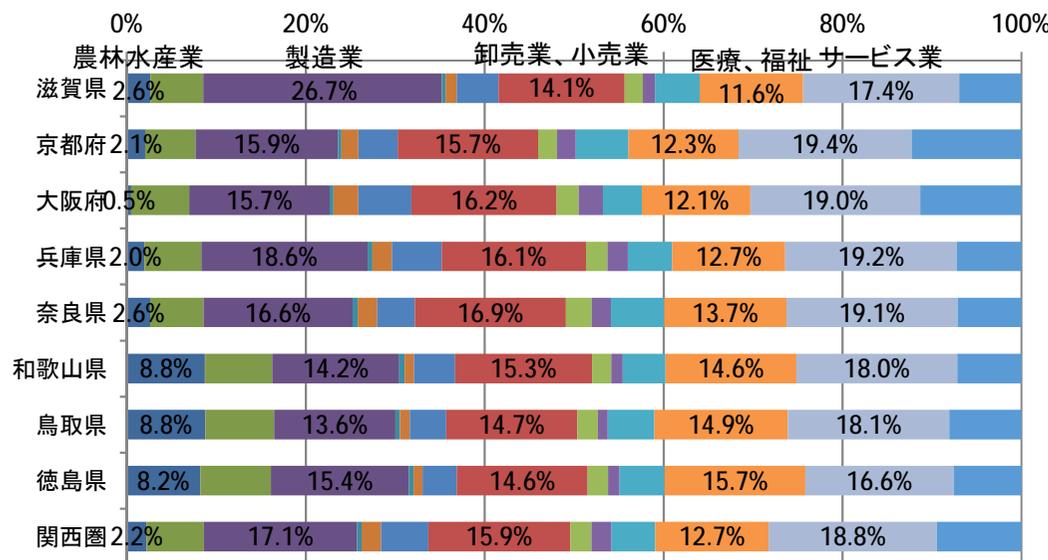
## ⑳ 関西圏の産業別就業者

○ 2000年～2015年の関西圏における産業別就業者の比率の推移をみると、製造業、建設業、卸売業、小売業の就業者が減少傾向である一方、医療、福祉の就業者が増加傾向。

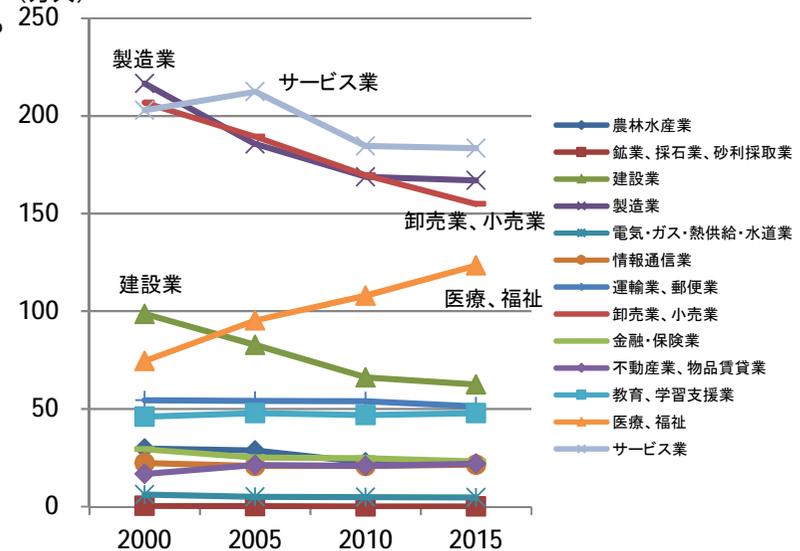
### 関西圏における産業別就業者比率推移



### 関西圏各府県の産業別従業者比率(2015年)



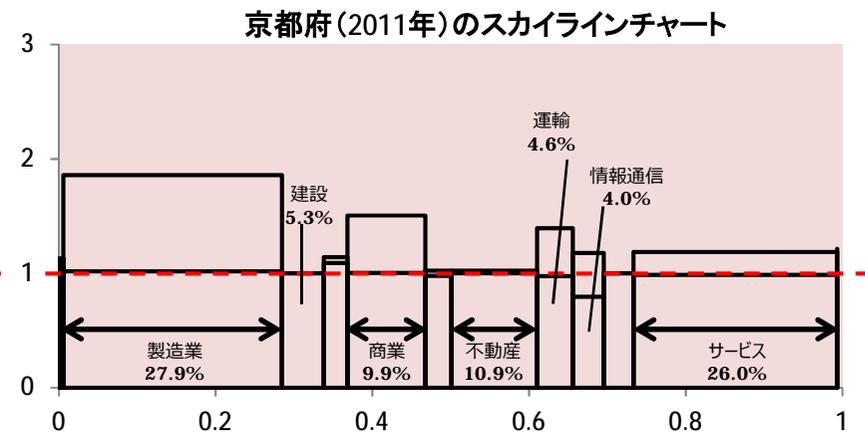
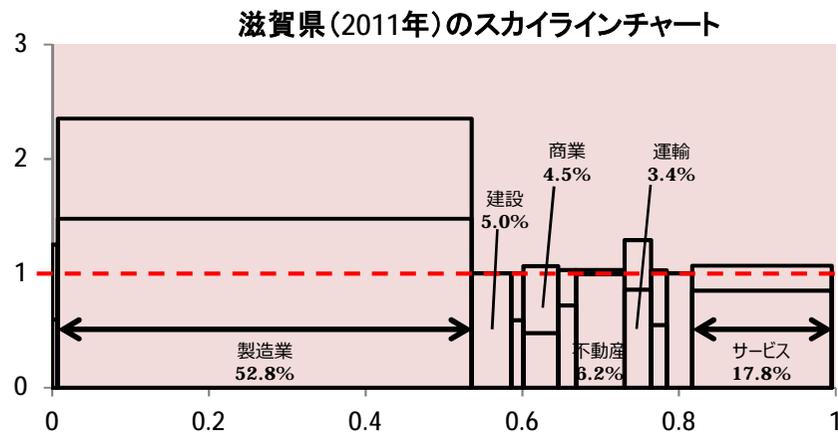
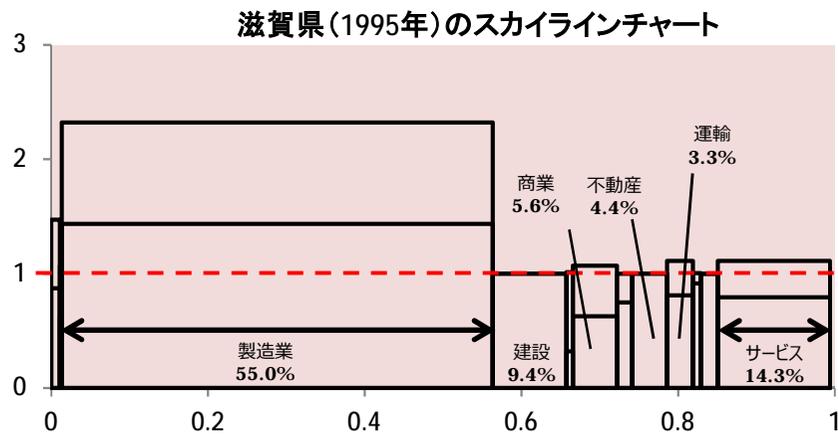
### 関西圏の産業別就業者数推移 (万人)



出典：総務省「国勢調査」

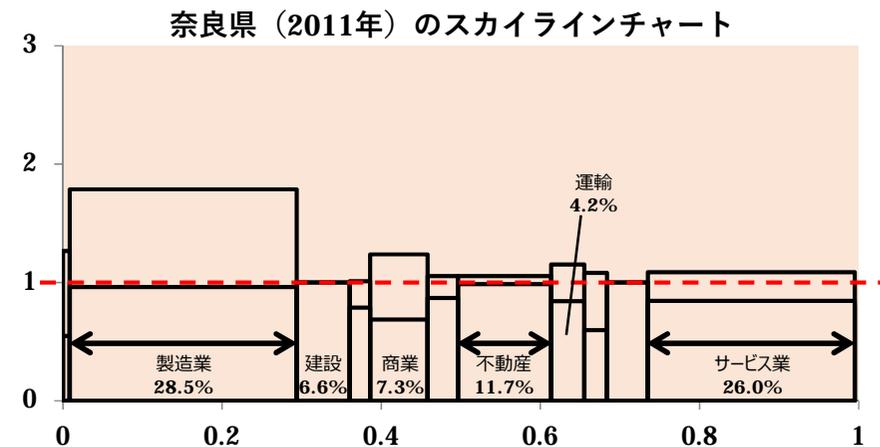
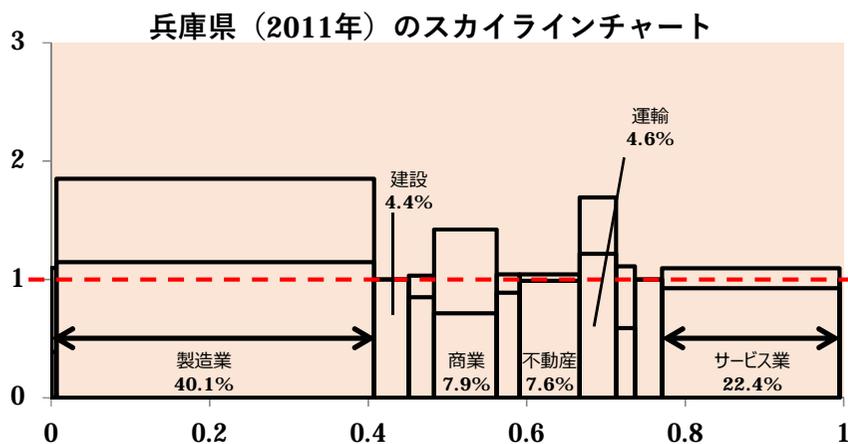
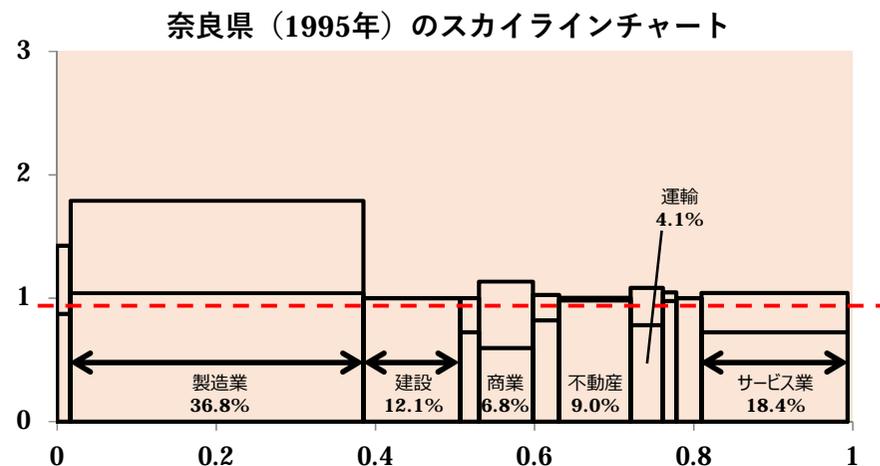
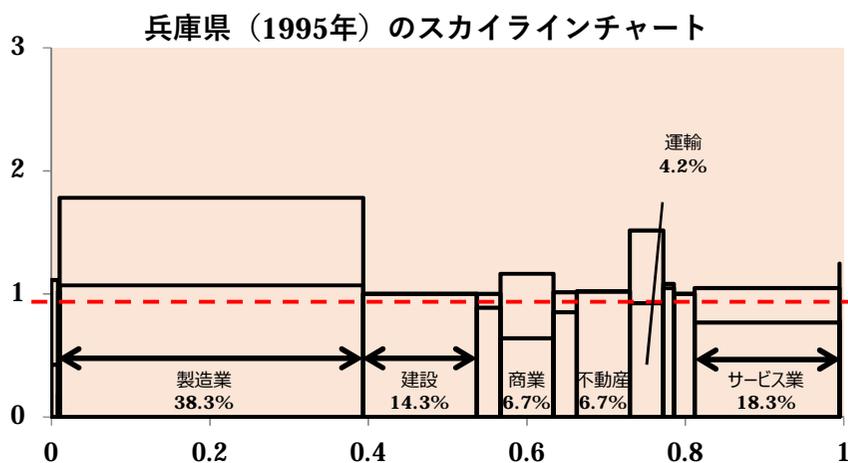
## ②1-1 滋賀県、京都府の産業構造の変化

- 滋賀県は域内生産額の半分以上を製造業で占めているが、その割合は減少傾向にある。また、生産額の半分以上は輸移出に回っており、国内における製造業の生産拠点の一つとなっている。
- 京都府は域内生産額に占める商業が少ないが、製造業とサービス業の割合がほぼ同じであり、大阪府と似た産業構造を示している。



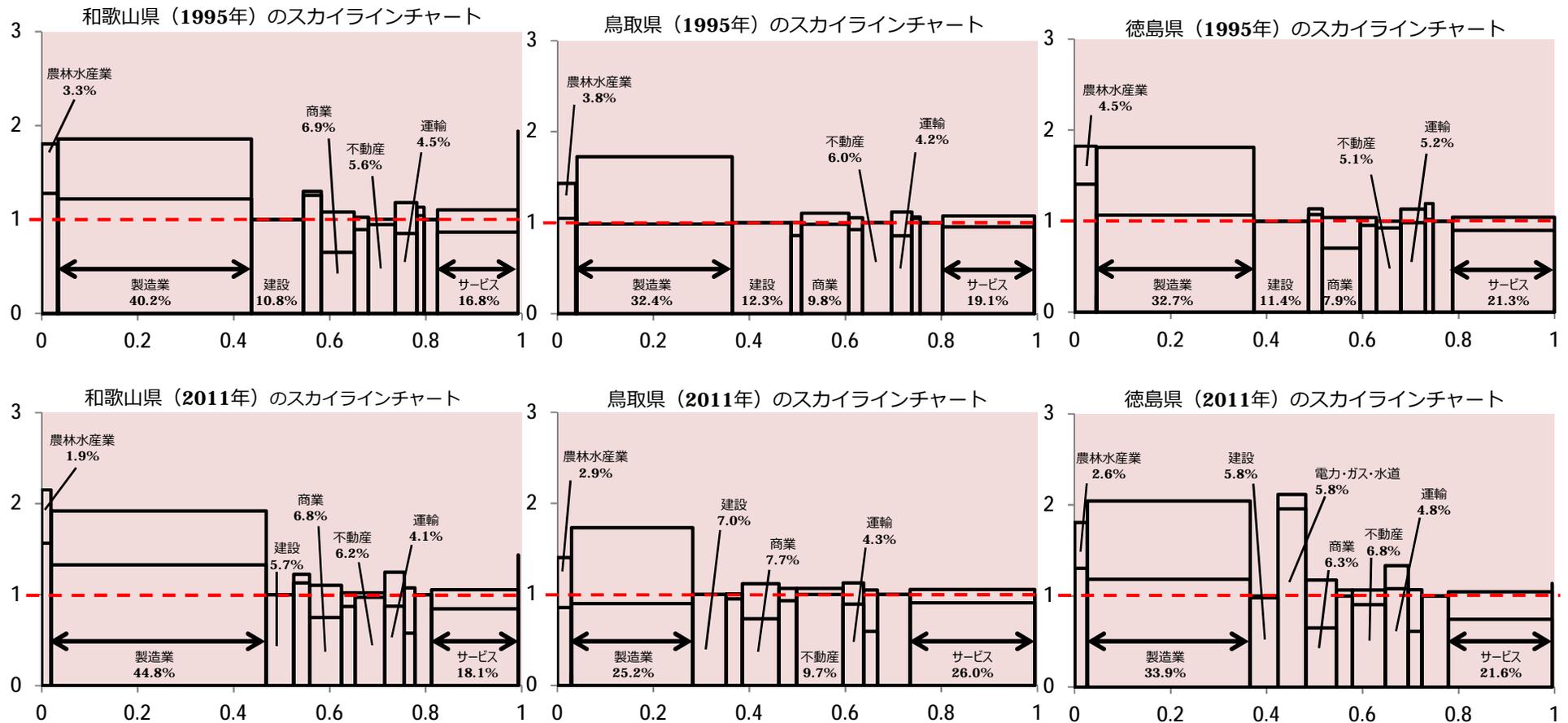
## ②1-2 兵庫県、奈良県の産業構造の変化

- 兵庫県では**1995年**の建設業の比率が大きい。
- 奈良県は周辺の県と比較して、**製造業**の比率が大きく下がっており、一方で**サービス業**の比率が高まっている。



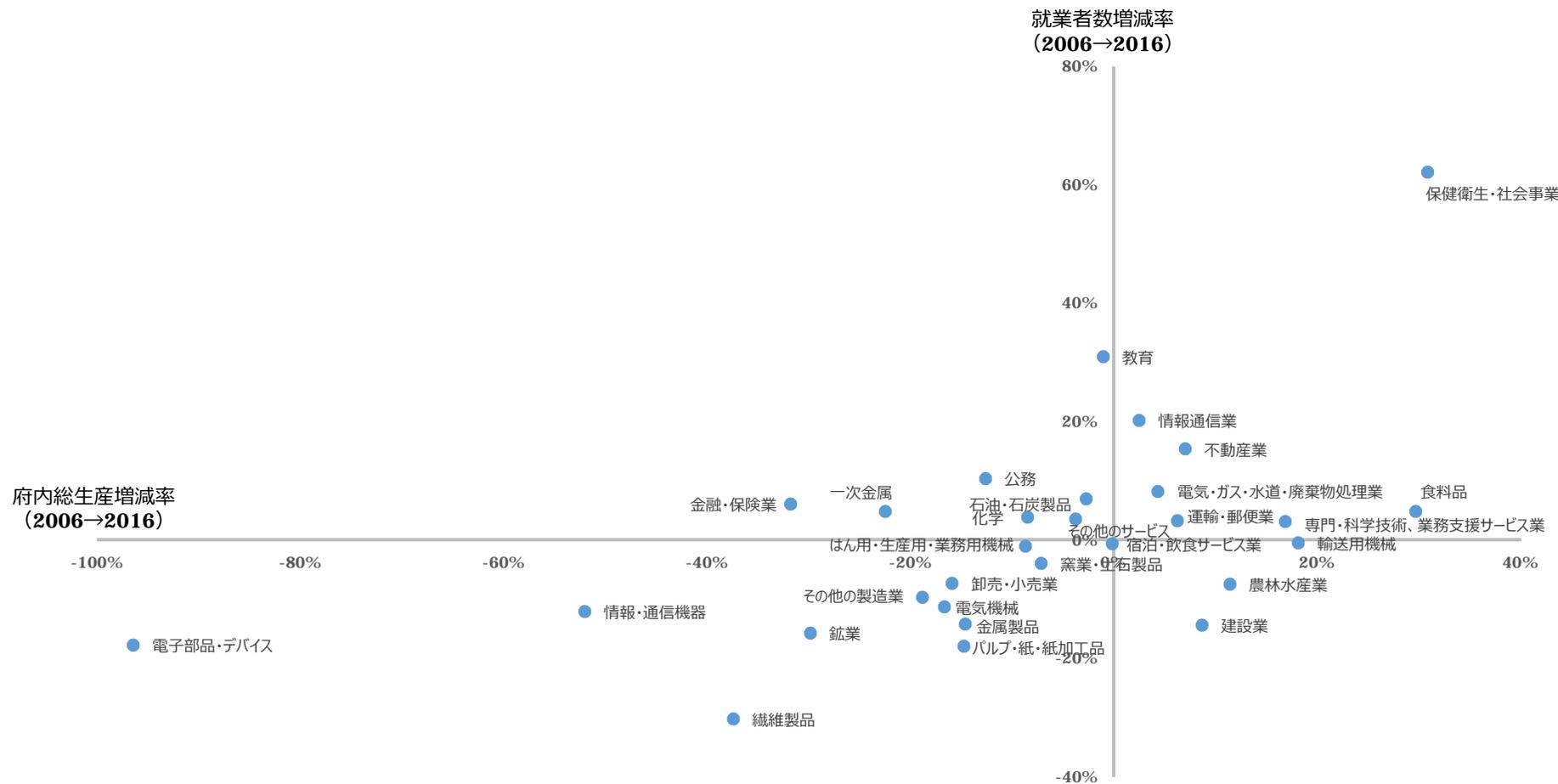
## ②1-3 和歌山県、鳥取県、徳島県の産業構造の変化

- 和歌山県、徳島県は、製造業の比率が若干高まっているのに対して、サービス業の域内生産額に占める割合は他府県ほどの伸びを示していない。
- 徳島県は**1995年から2011年**の間に電力・ガス・水道の分野で輸移出の比率が大きく増大した。
- 和歌山県、鳥取県、徳島県ともに第1次産業で一定輸移出力がある。



## ②業種ごとの生産額と就業者の変化

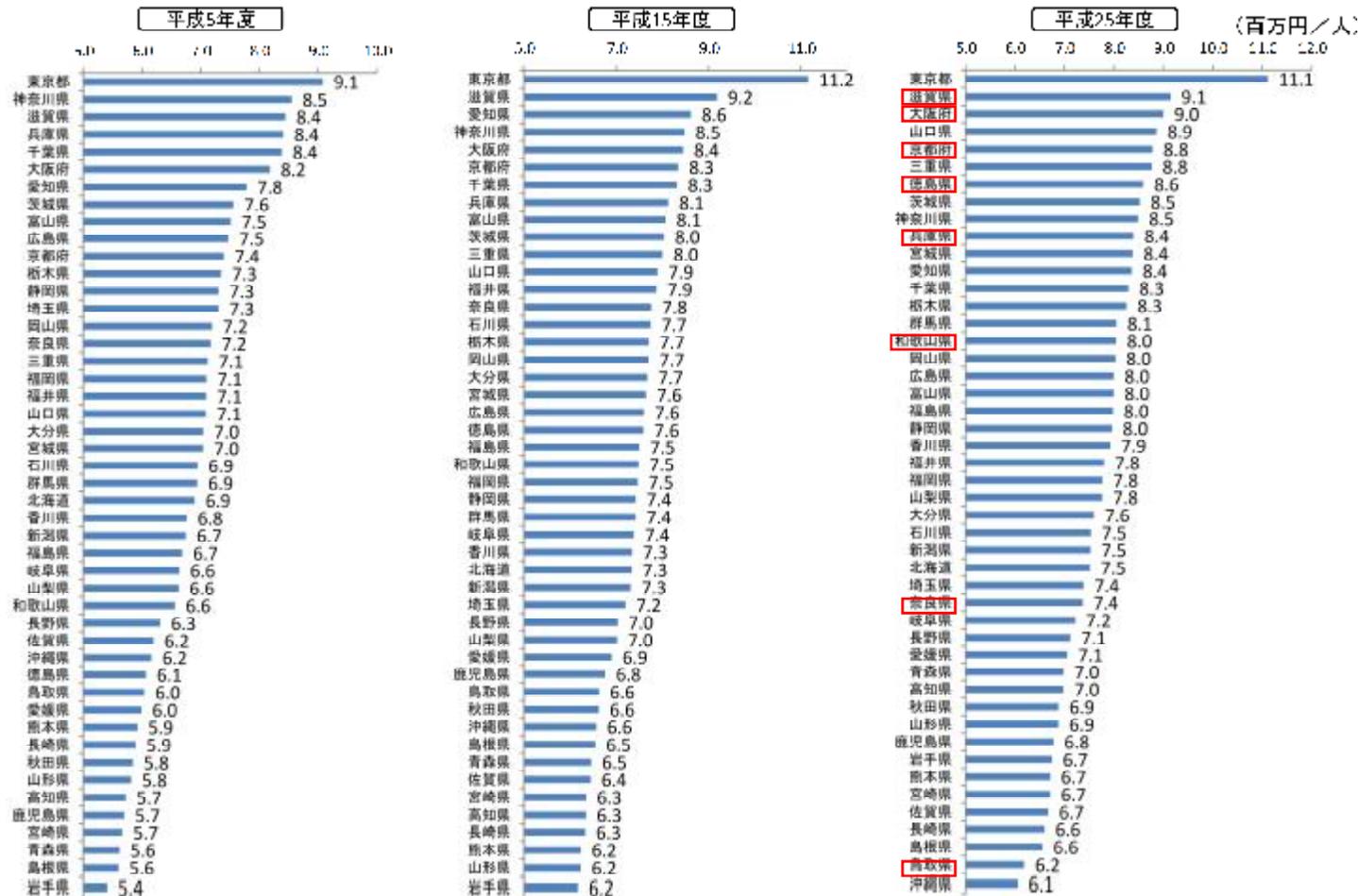
- 大阪府における府内総生産（名目値）と就業者について業種ごとに**2006年から2016年**の間の成長率を計算し、プロットした。
- 製造業は生産額、就業者数ともに減少している業種が多く、とくに電子部品・デバイスの分野で生産額低下が顕著。
- 保健衛生・社会事業は就業者数、府内生産額ともに大幅に伸びている。



出典：大阪府「府民経済計算」をもとに大阪府が作成

## ②3-1 都道府県ごとの労働生産性の変化

- 平成5年度から15年度にかけて東京都は大きく労働生産性（県内総生産／県内就業者数により算出）を伸ばし、その他の道府県との差が広がっている。関西圏では滋賀、大阪、京都などが生産性では上位。
- 徳島県が平成5年度から25年度にかけて労働生産性の伸びが大きい。

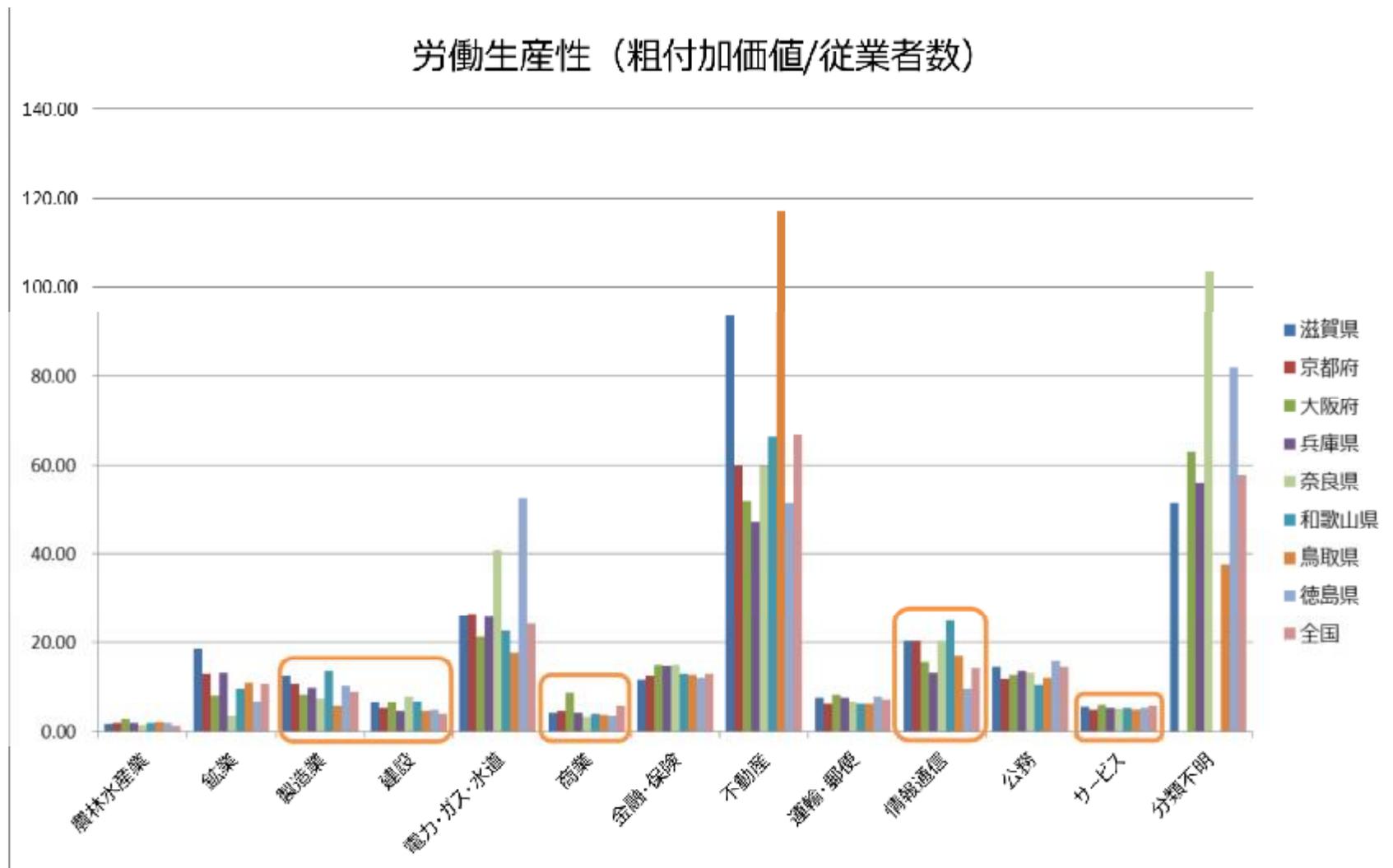


注：平成5年度と平成15、25年度の数値は計算における基準が異なっていることに留意

出典：県民経済計算（2013）をもとに大阪府が作成  
出所：H28.6.24 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会 資料

## ⑳－ 2 経済活動別分類ごとの労働生産性

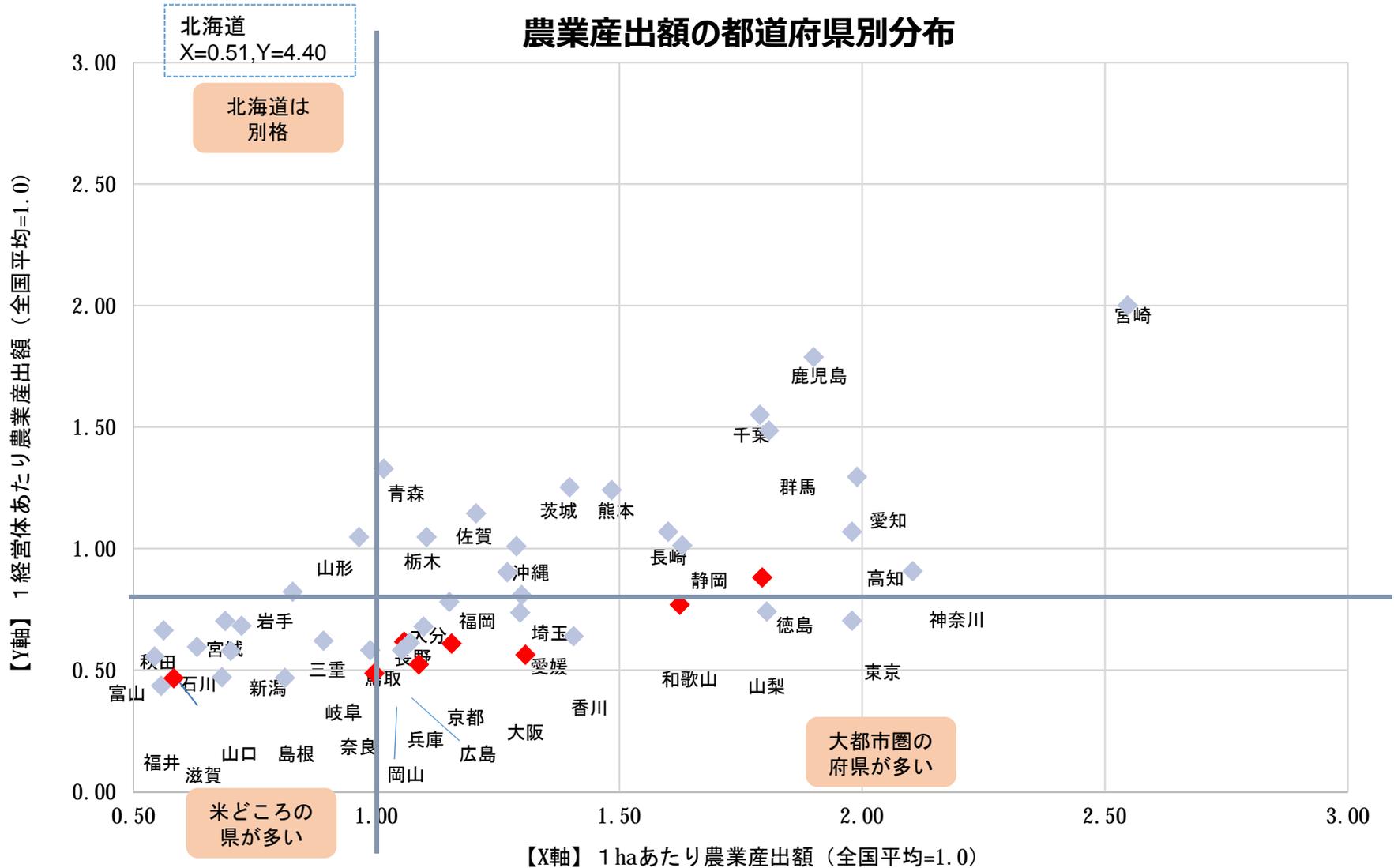
○ 労働集約型である商業、サービス業などでの労働生産性が低い。



出典：総務省「産業連関表」（2011）をもとに大阪府が作成  
 出所：関西広域連合 関西広域産業ビジョン（資料編）

## ②④農業生産額の都道府県分布

○ 関西圏では、**1ha**あたりの農業産出額が全国平均より高いが、**1経営体**あたりの額が全国平均より低い府県が多い。

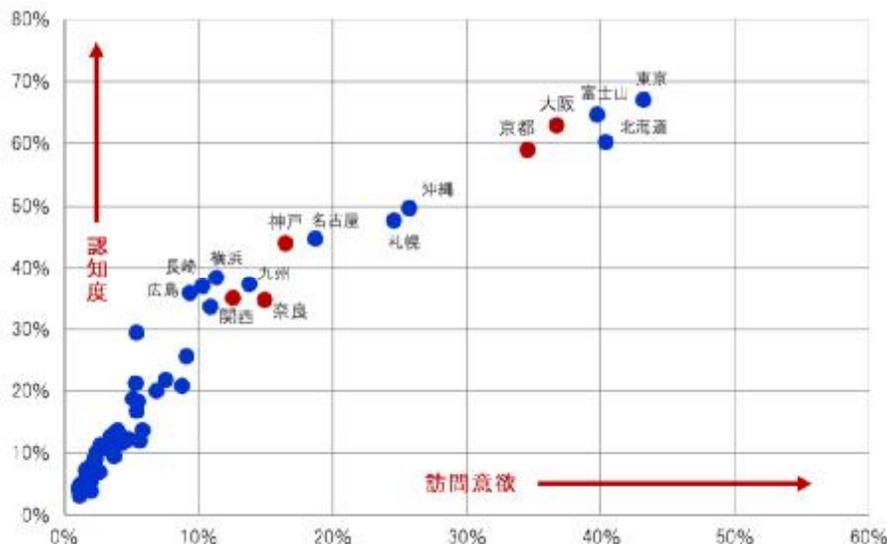


出典：農林水産省「農林業センサス（平成27年）、生産農業所得統計（平成28年）」をもとに大阪府が作成

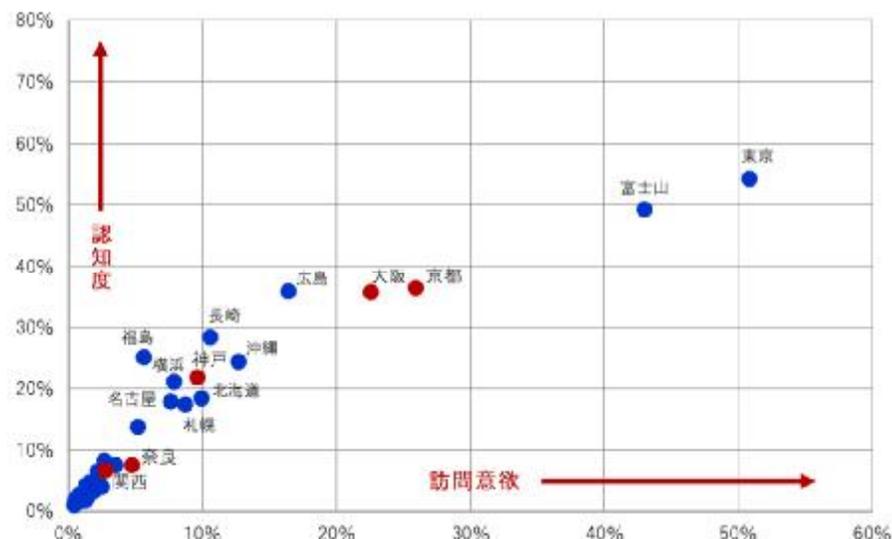
## ②⑤ 関西の認知度及び訪問意欲

- 全体で比較すると、アジア地域、欧米豪地域のいずれにおいても大阪、京都は認知度及び訪問意欲共に上位に位置付けられている。
- 一方で欧米豪4地域においては、東京や富士山に比べると大阪、京都の認知度と訪問意欲は水をあけられている。また、神戸、奈良、関西についてはまだまだ認知度・訪問意欲とも低く、情報発信等の強化が必要。

アジア8地域における各地への認知度及び訪問意欲



欧米豪4地域における各地への認知度及び訪問意欲



アジア8地域：韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア

欧米豪4地域：アメリカ、オーストラリア、イギリス、フランス

上記地域在住の海外旅行経験がある20～59歳の男女に対し61ヶ所の観光地の中から知っている観光地と実際に行ってみたい観光地を調査（複数回答）

※「関西」：京都、奈良、大阪、神戸

出典：日本政策投資銀行「関西のインバウンド観光動向（アンケート調査）」より抜粋

## ②⑥ 関西の重要無形文化財

○ 重要無形文化財の各個認定者（通称：人間国宝）、選定保存技術保持者が、京都をはじめ関西圏に多い。

都道府県名	重要無形文化財		計
	保持者（人）		
	芸能	工芸技術	
東京	38	9	47
京都	1	10	11
石川		9	9
沖縄	5	3	8
大阪	3	1	4
岐阜		3	3
兵庫	2	1	3
香川		3	3
佐賀		3	3
茨城	1	1	2
栃木		2	2
埼玉		2	2
新潟		2	2
福岡		2	2
宮城		1	1
群馬		1	1
神奈川	1		1
富山		1	1
福井		1	1
奈良		1	1
鳥取		1	1
岡山		1	1
山口		1	1
計	51	59	110

都道府県名	選定保存技術		計
	保持者（人）	保存団体	
京都	18	12	30
東京	8	9	17
奈良	7	1	8
滋賀	3	2	5
沖縄	2	3	5
埼玉	3		3
愛知	2	1	3
兵庫	2	1	3
栃木		2	2
島根	2		2
高知	1	1	2
青森	1		1
岩手		1	1
宮城	1		1
福島		1	1
茨城		1	1
千葉	1		1
石川		1	1
長野	1		1
静岡		1	1
大阪	1		1
岡山		1	1
広島	1		1
山口	1		1
徳島		1	1
佐賀	1		1
計	56	39	95

※重要無形文化財：無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現しているものを保持者または保持団体に認定

※選定保存技術：文化財の修理技術やそれに用いられる材料及び道具の製作技術などを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人や団体を認定

出典：文化庁資料をもとに大阪府が作成（2019.6.1現在）

## ②7 国の設置する公園

- 関西圏には景勝地に国が設置する国立公園や国定公園があるほか、国営公園も3か所に設置されている。

国立公園：環境大臣が自然公園法に基づき指定し、国が直接管理する自然公園

国定公園：環境大臣が自然公園法に基づき指定し、都道府県が管理する自然公園

国営公園：国が維持管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設置するもの

### 国立公園



出典：環境省HPより抜粋 一部加工

### 国定公園

	公園名	関係都道府県
1	鈴鹿	三重, 滋賀
2	室生赤目青山	三重, 奈良
3	琵琶湖	滋賀, 京都
4	丹後天橋立大江山	京都
5	京都丹波高原	京都
6	明治の森箕面	大阪
7	金剛生駒紀泉	大阪, 奈良, 和歌山
8	氷ノ山後山那岐山	兵庫, 鳥取, 岡山
9	大和青垣	奈良
10	高野龍神	奈良, 和歌山
11	比婆道後帝釈	鳥取, 島根, 広島
12	西中国山地	島根, 広島, 山口
13	剣山	徳島, 高知
14	室戸阿南海岸	徳島, 高知

出典：環境省HPより作成

### 国営公園



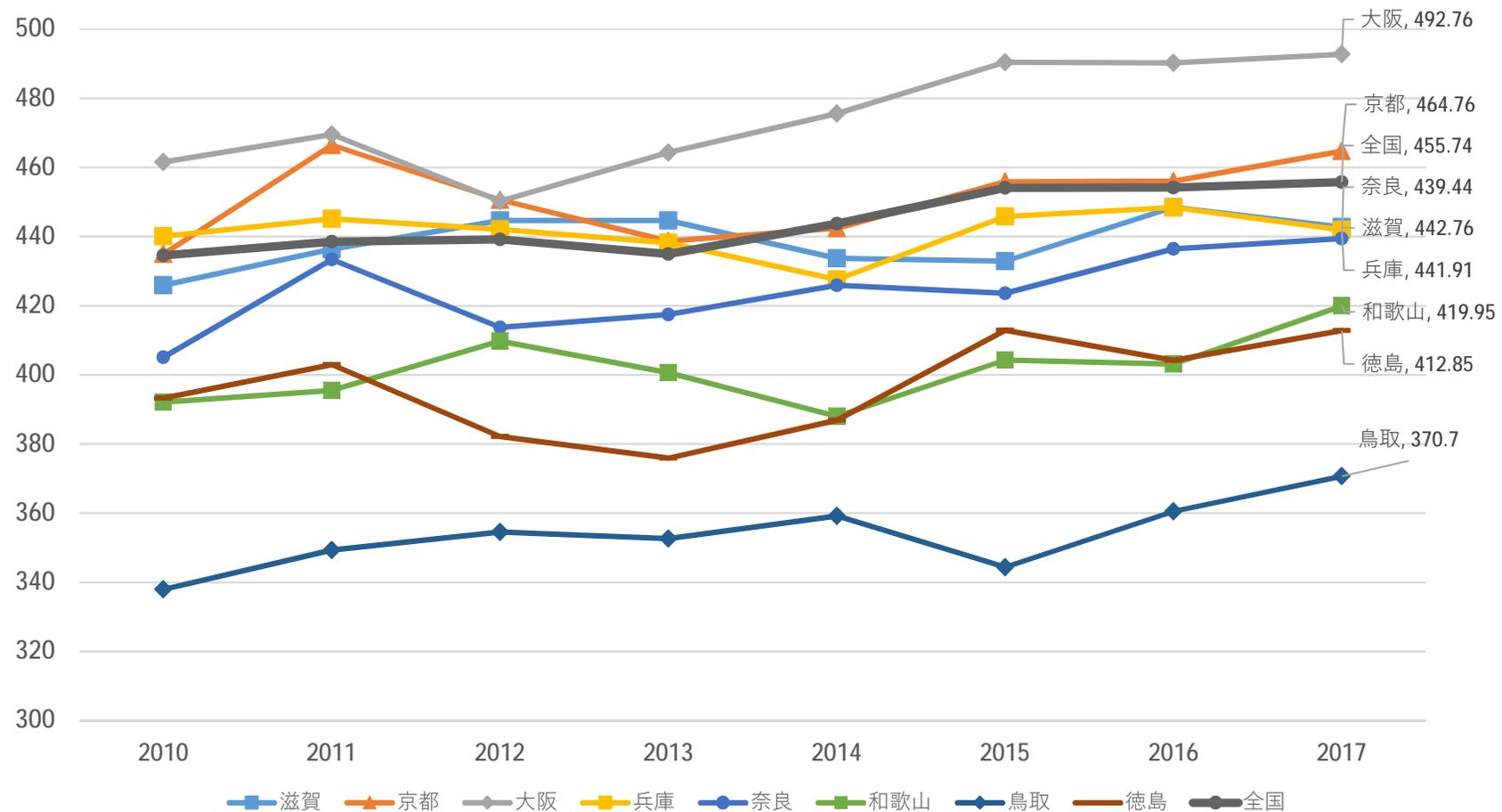
出典：国土交通省HPより抜粋

提案募集により、関西広域連合が地方環境事務所長権限の移譲（国立公園）および公園計画の決定等権限の移譲（国定公園）を要望 ⇒ 対応不可

## ⑳一人あたりの賃金の推移

- 関西圏における一人当たりの賃金は、直近では緩やかな上昇傾向にあり、大阪府はこの間の伸び率が大きい。
- 一人当たり賃金が全国平均より高いのは、関西圏では大阪府と京都府のみ。

一人あたり賃金の推移（府県別）（万円）

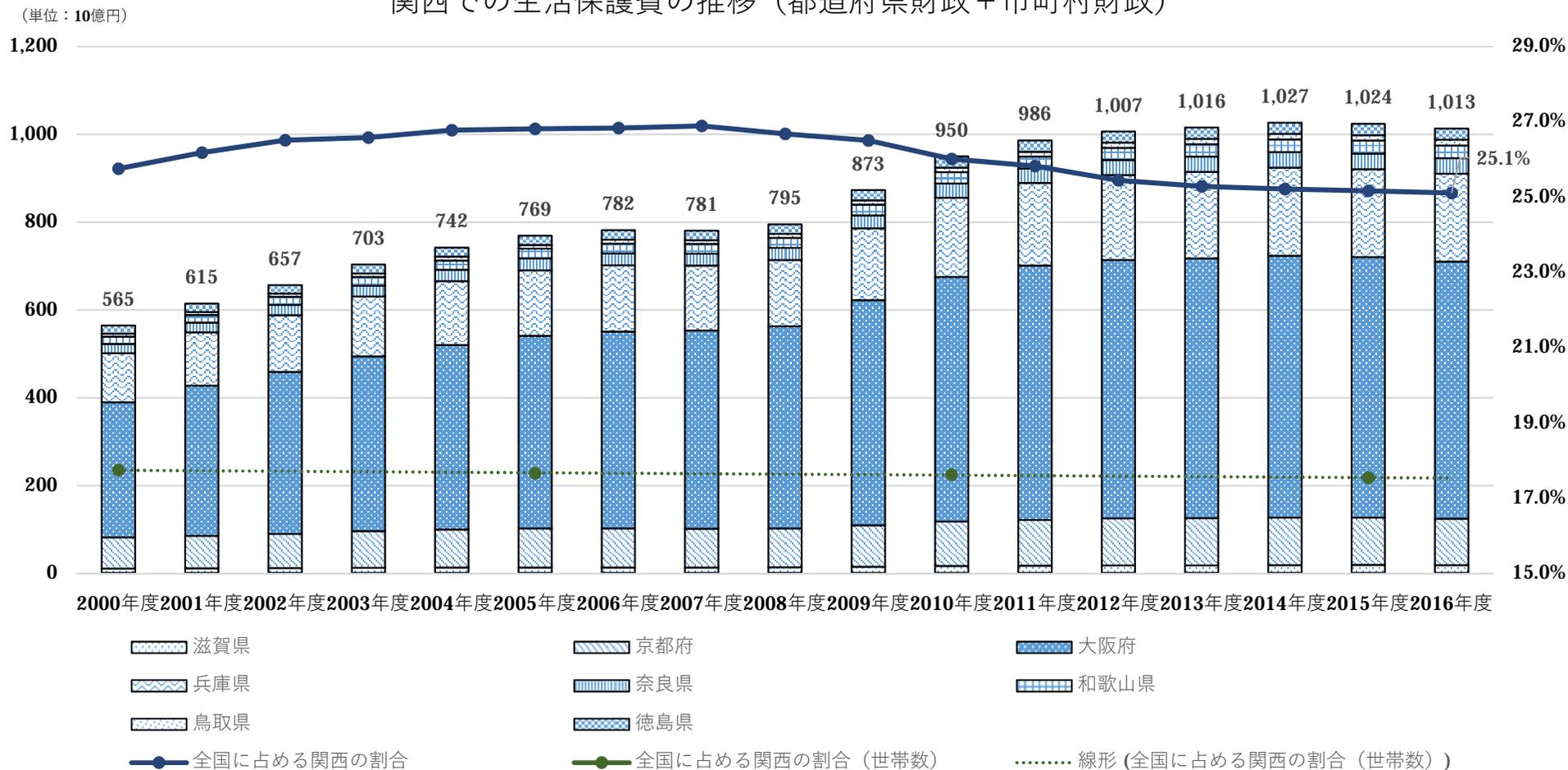


出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大阪府が作成

## ⑳生活保護費の推移

- 関西の各府県の生活保護費は総額で1兆円を超える水準まで増加。直近では横ばい傾向。
- 全国の保護費に占める関西の割合はおおむね25%程度の割合で推移しており、対世帯比よりも高い水準となっている。

関西での生活保護費の推移（都道府県財政＋市町村財政）

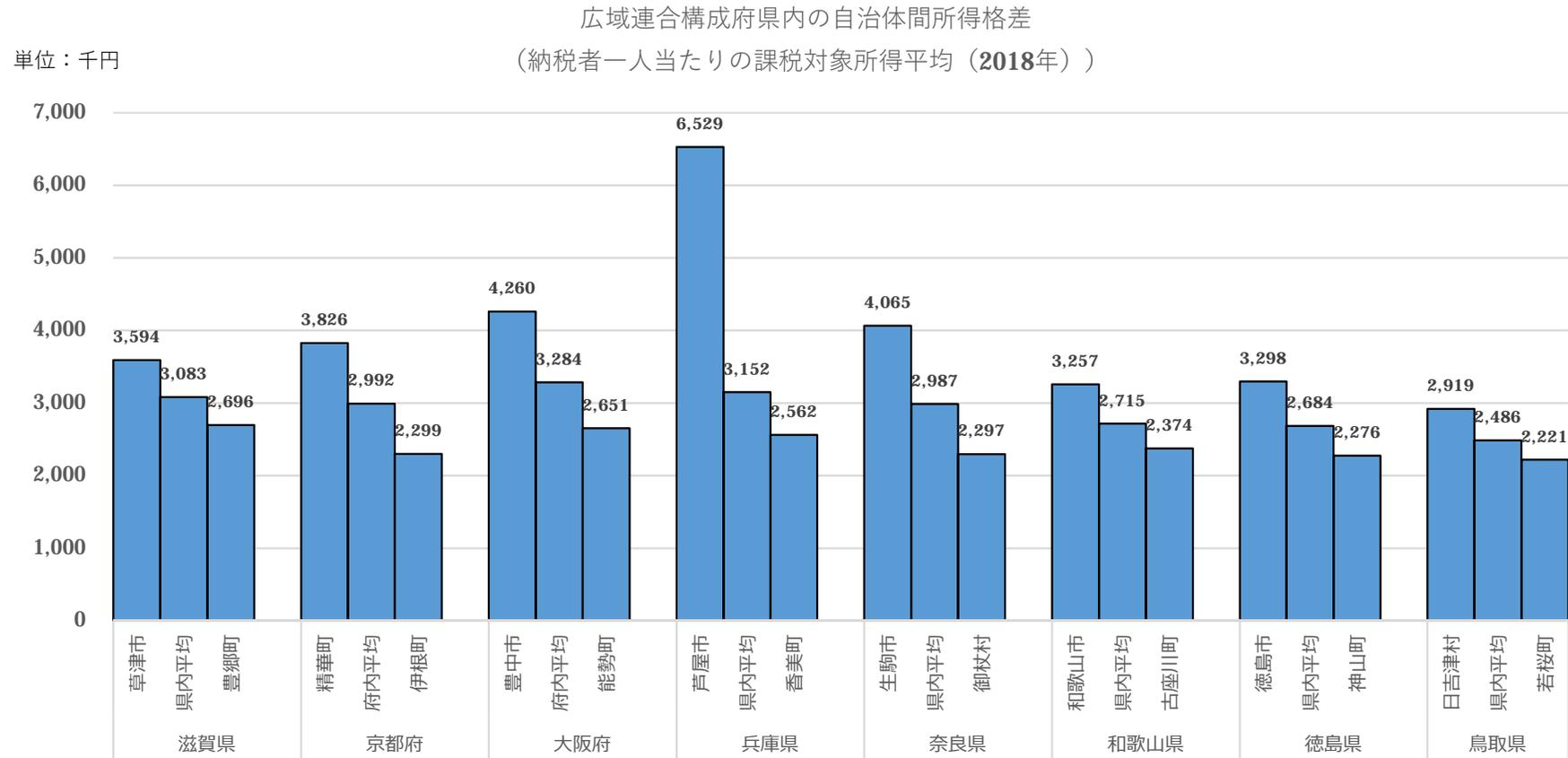


※関西：「関西圏」と同じ地域。

出典：「統計でみる日本データ」をもとに大阪府が作成

### ③市町村の所得格差

○ 関西圏で最も納税者一人当たり課税所得の高い市町村（芦屋市（**6,529**千円））と低い市町村（若桜町（**2,221**千円））では、約**3倍**の所得格差があり、地域により所得のばらつきがみられる。



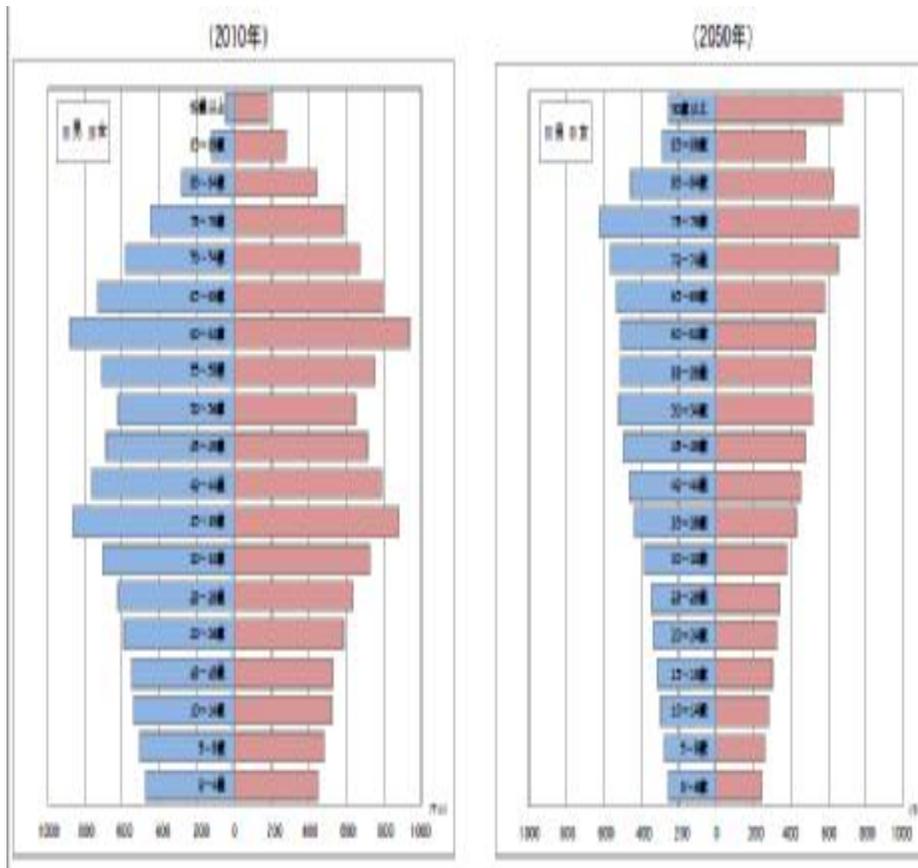
※各府県の課税対象所得が最も高い自治体と平均値、最も低い自治体を掲載

出典：総務省「平成30年度市町村税課税状況等の調]をもとに大阪府が作成

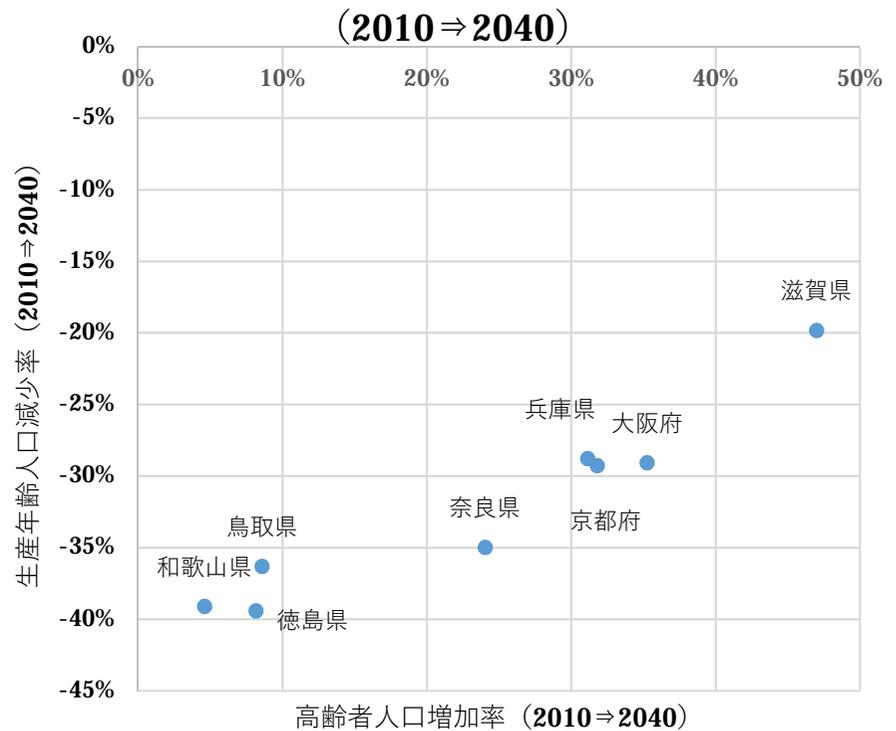
### ③1 関西の人口ピラミッド

- 関西圏の人口予測によると、**2050年には、釣鐘型からつぼ型へと移行する見込みである。**
- 関西圏の中でも、地域により人口減少・高齢化の現状・今後の予測で大きな差異が生じている。大阪・滋賀のように今後高齢人口が大幅に増加する自治体と、今後は高齢人口も減少していく和歌山、鳥取、徳島などの自治体がある。

#### ■ 関西圏の人口ピラミッド



#### ■ 関西圏府県別の人口変化

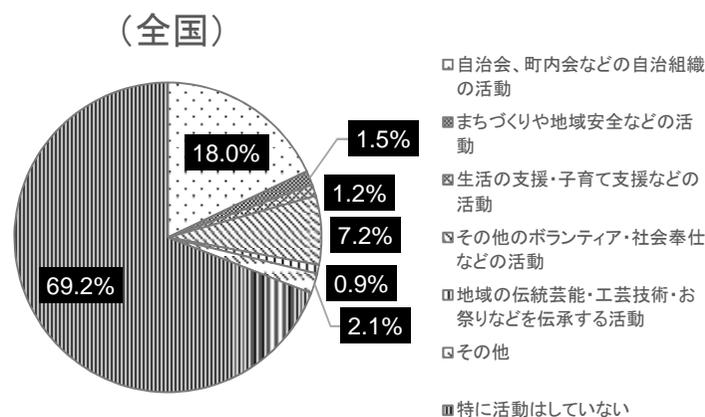
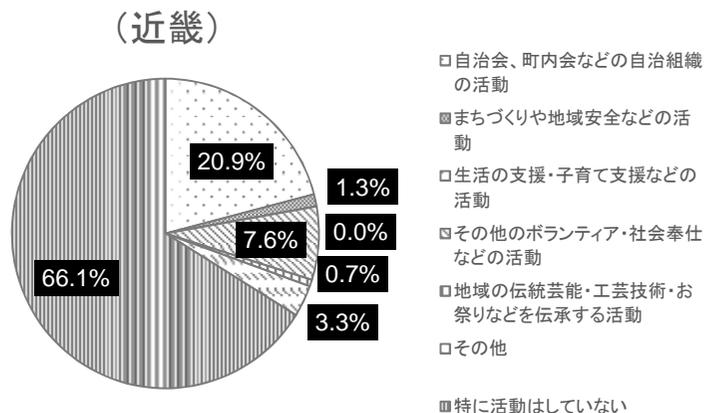


出典：関西広域連合「関西圏の現状及び将来推計」

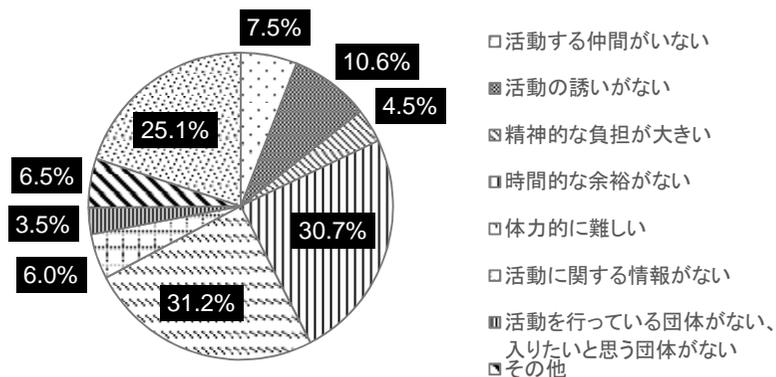
## ③2 高齢者の生きがい

- 高齢者が現在行っている社会的活動では、近畿では「特に活動はしていない」の割合が**66.1%**と最も多く、社会的活動をしていない理由としては、「体力的に難しい」、「時間的な余裕がない」が理由の多くを占める。
- また、現在の生きがいを感じている割合（十分感じている、多少感じている）は**84.1%**であった。

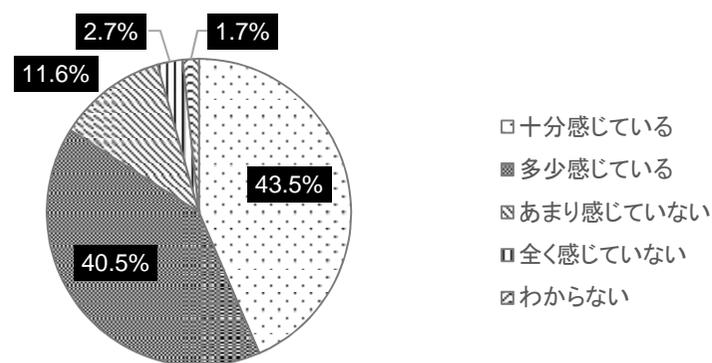
現在行っている社会的な活動



社会的な活動をしていない理由(近畿)



現在の生きがいを感じる割合(近畿)

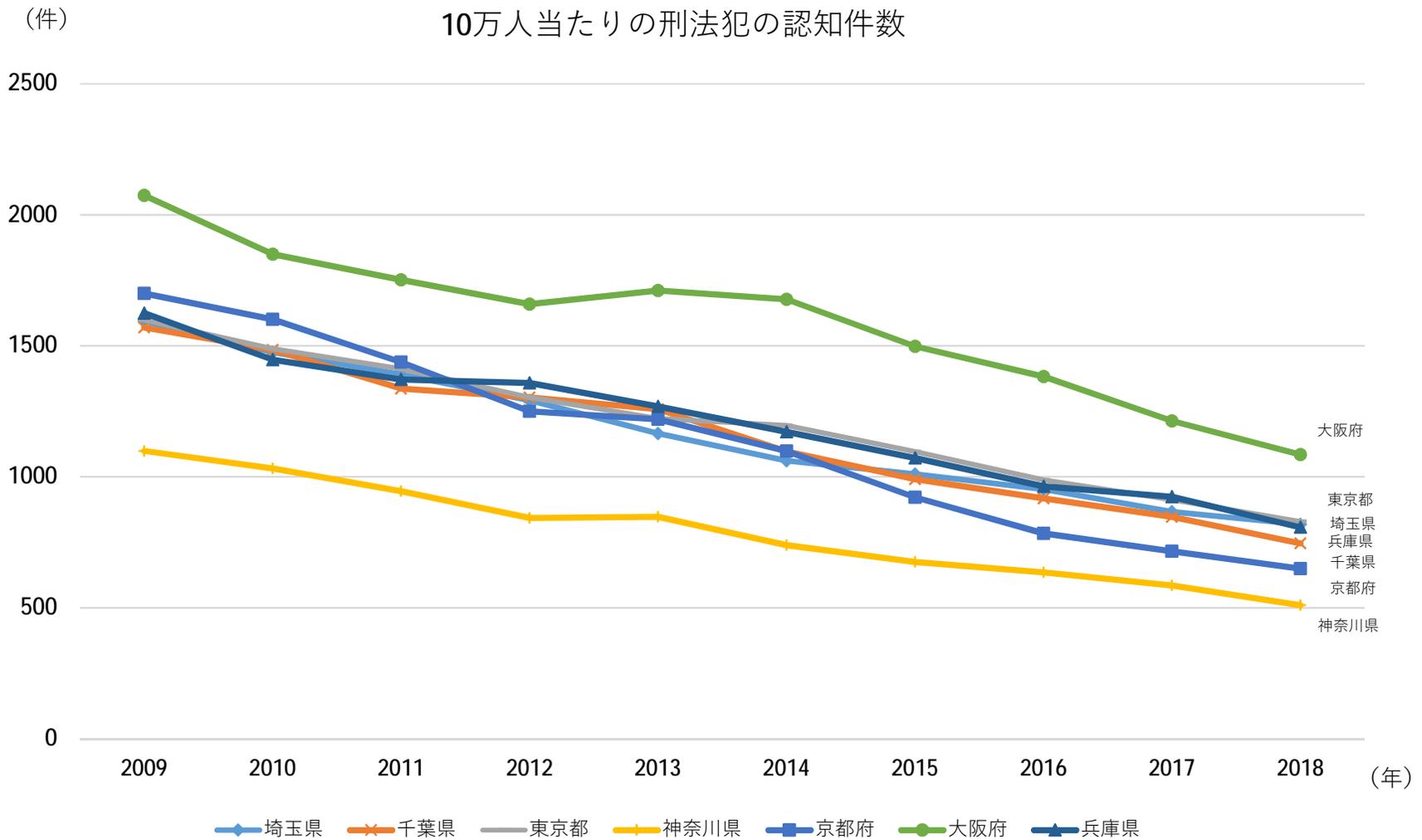


※近畿は、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県

出典：内閣府「高齢者の健康に関する調査（平成29年度）」をもとに大阪府が作成

### ③③犯罪認知件数推移

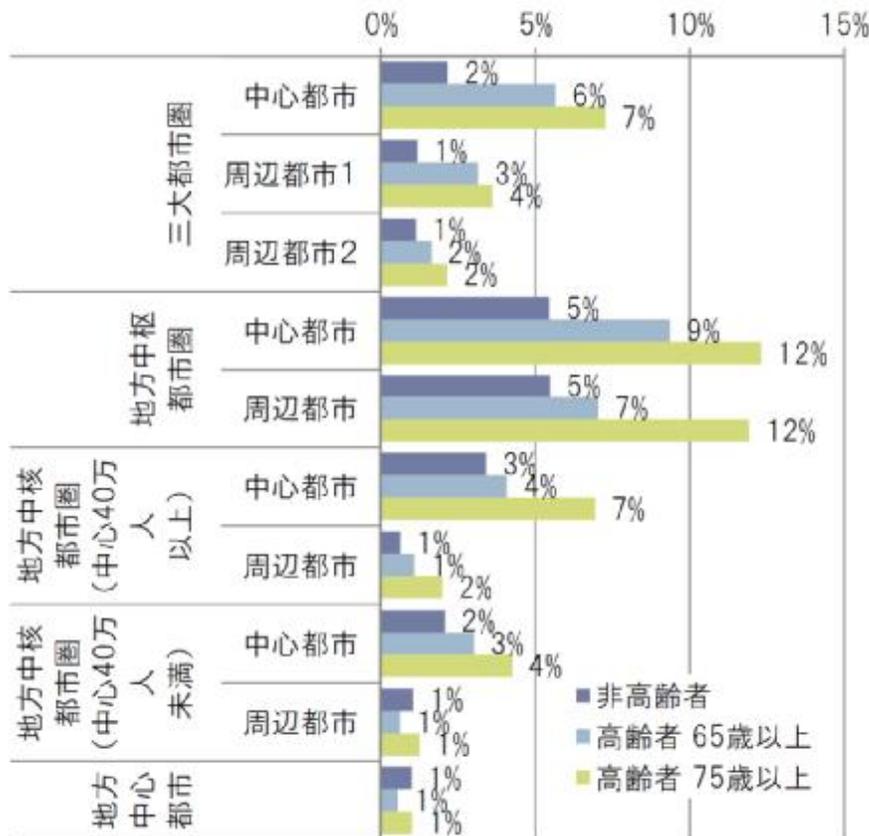
○ 10万人当たりの刑法犯の認知件数の推移を見ると、2009年から2018年にかけて、いずれの都府県も減少していることがわかる。



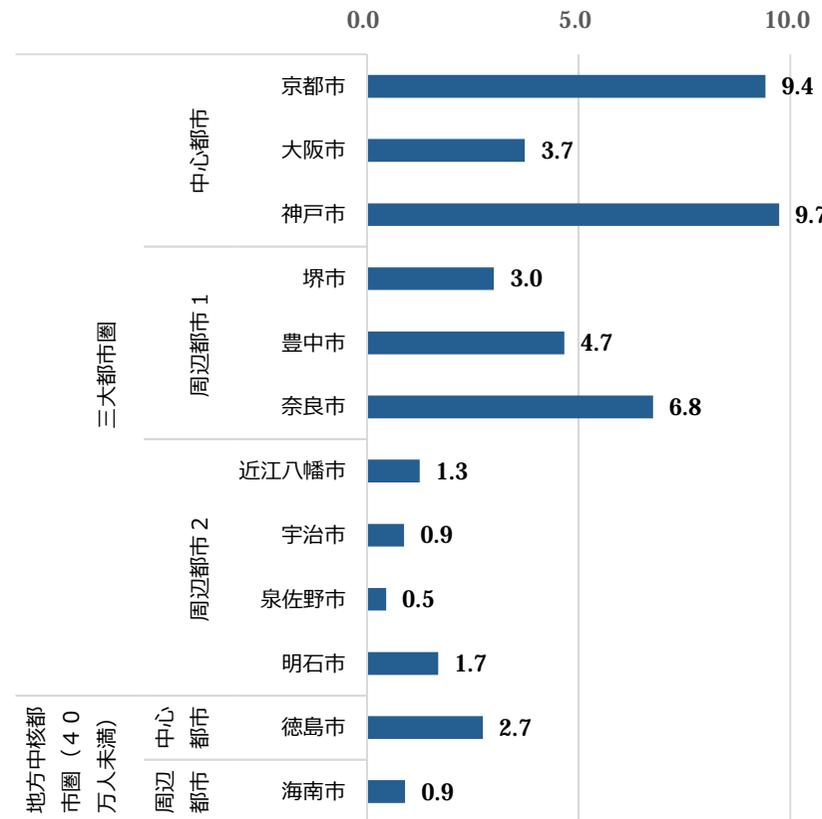
### ③④高齢者の外出状況（バス利用割合）

- 高齢者は非高齢者よりも移動におけるバスの利用割合は高い傾向にある。
- 関西圏でも全国と同様、都市部の方がバスの利用割合が高い傾向がみられる。

■ 高齢非高齢別にみたバス分担率



高齢者のバス分担率 (単位%)



※バス分担率：移動における主な交通手段のうちのバスの割合

出典：国土交通省「全国都市交通特性調査」（平成27年）

### ③⑤再生可能エネルギー利用可能量

- 総務省の「緑の分権調査（再生可能エネルギー資源等の賦存量等調査）」における分析・算定結果によると、関西圏においては、太陽光発電、太陽熱発電の利用可能量が大きくなっている一方、風力発電のポテンシャルは小さくなっている。

#### 緑の分権調査における再生可能エネルギー利用可能量

	太陽光発電 (MWh)	太陽熱利用 (TJ)	陸上風力発電 (MWh)	洋上風力発電 (MWh)	中小水力発電 (MWh)	地熱発電 (MWh)	下水熱利用 (GJ)
滋賀県	766,096	262,060	2,216,027	0	20,196	0	67
京都府	1,260,201	514,039	2,169,789	0	124,069	0	300
京都市	188,620	276,151	350,039	0	8,602	0	0
大阪府	4,127,063	1,404,110	160,985	0	0	0	7,632
大阪市	277,816	383,135	0	0	18,801	0	750
堺市	94,576	125,688	0	0	3,803	0	834
兵庫県	2,604,888	971,289	1,764,093	0	27,568	0	5,656
神戸市	175,217	228,306	19,771	0	7,359	0	1,233
和歌山県	537,915	252,434	2,406,939	0	41,928	0	257
鳥取県	274,691	119,463	282,435	0	52,246	0	0
徳島県	432,071	185,564	747,895	0	312,758	0	0
合計	10,002,925	3,708,959	9,748,163	0	578,765	0	13,912
全国値	65,218,587	25,320,554	223,564,713	218,906,688	26,074,239	6,425,188	141,995
割合	15.3%	14.6%	4.4%	0.0%	2.2%	0.0%	9.8%

	温泉熱利用 (TJ)	雪氷熱利用 (TJ)	林地残材 (GJ)	製材所廃材 (GJ)	公園剪定枝 (GJ)	農業残渣 (GJ)	畜産廃棄物 (GJ)
滋賀県	0	2,341	10,798	21,571	6,954	331,398	11,522
京都府	0	908	20,366	64,405	10,368	171,976	31,245
京都市	0	0	3,917	15,949	4,167	15,219	253
大阪府	0	0	17,983	10,100	29,385	64,878	1,989
大阪市	0	0	0	2,822	5,917	445	50
堺市	0	0	57	2,075	4,317	6,540	135
兵庫県	534,718	1,096	22,431	55,133	37,245	407,682	104,247
神戸市	104,248	0	268	2,813	15,836	18,990	1,066
和歌山県	1,283,941	4	17,654	72,830	3,755	77,179	30,792
鳥取県	760,081	3,643	13,216	55,511	4,064	144,443	44,303
徳島県	0	0	16,927	86,068	2,895	146,927	66,354
合計	2,578,740	7,992	119,375	365,618	94,666	1,344,483	290,452
全国値	68,772,625	288,080	1,708,735	4,465,874	693,520	16,918,760	3,307,560
割合	3.7%	2.8%	7.0%	8.2%	13.7%	7.9%	8.8%

出典：総務省「再生可能エネルギー資源等の賦存量等の調査についての統一的なガイドライン

～再生可能エネルギー資源等の活用による「緑の分権改革」の推進のために～（平成23年3月緑の分権改革推進会議 第四分科会）

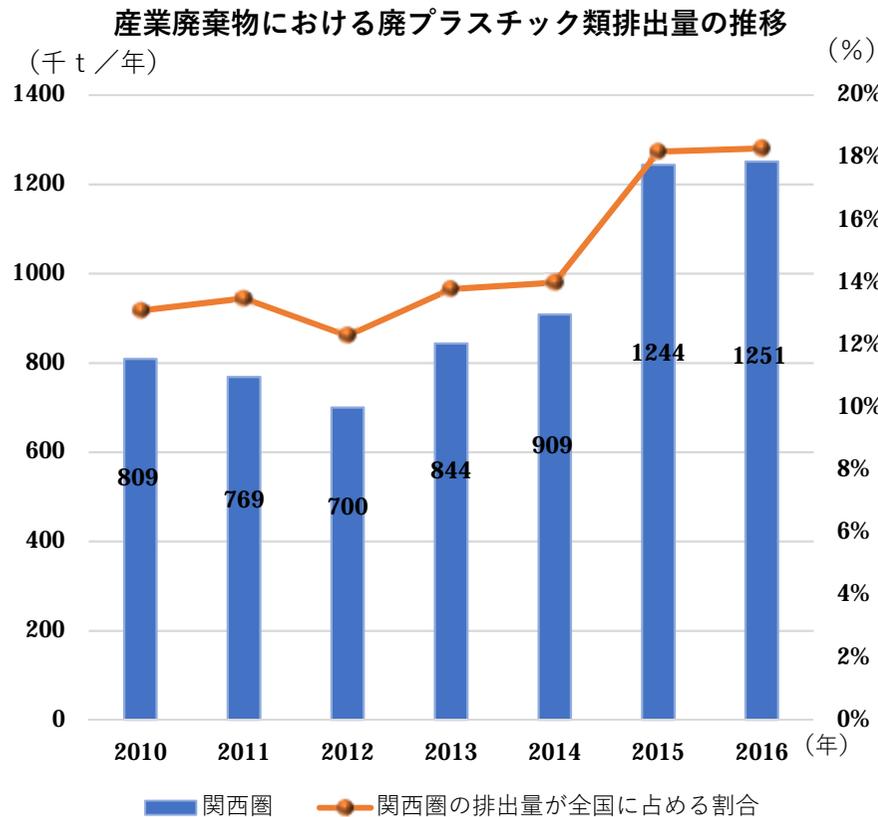
をもとに関西広域連合が作成

※府県：緑の分権調査「再生可能エネルギー資源等の賦存量等の調査の推計手法と推計結果」に記載された数値を引用。

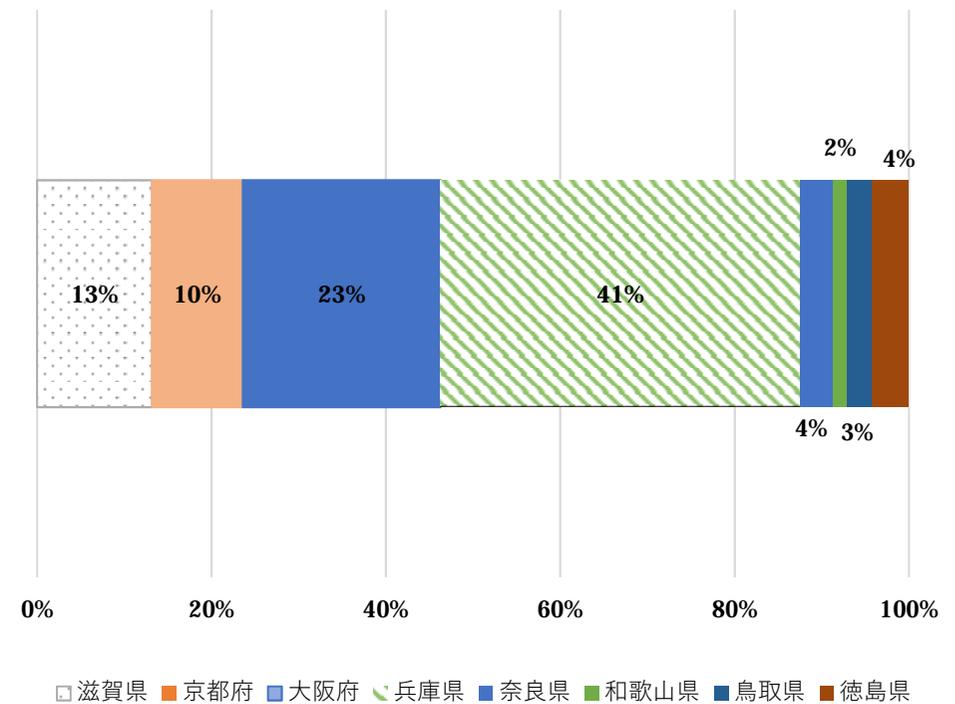
※政令市：「緑の分権調査」で用いた算定式をもとに作成された「賦存量等計算ツール」を基に算定。

### ③⑥産業廃棄物における廃プラスチック排出量の変化

- 関西圏の産業廃棄物における廃プラスチックの排出量は増加傾向にあり、全国に占める排出量の割合も高くなっている。
- 府県別でみると、兵庫県が**41%**と最も高く、次いで大阪府**(23%)**、滋賀県**(13%)**の順で占めている。



関西圏の府県別の割合 (2016年)



※この資料における廃プラスチック類は、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物を指す。（あらゆる事業活動に伴うもの）

出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査」をもとに大阪府が作成

ヒアリングにご協力いただいた有識者の方々 1 (敬称略、五十音順)

---

赤井 伸郎	大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授
荒木 秀之	りそな総合研究所株式会社 主席研究員
石川 智久	株式会社日本総合研究所 調査部 マクロ経済研究センター 所長
榎並 利博	株式会社富士通総研 経済研究所 主席研究員
大石 眞	京都大学 名誉教授
小黒 一正	法政大学経済学部 教授
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
木下 祐輔	一般財団法人アジア太平洋研究所 調査役・研究員
小泉 洋平	株式会社三菱総合研究所 西日本営業本部 主任研究員
小原 美紀	大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授
小早川 光郎	成蹊大学法科大学院 教授
諏訪 雄三	一般社団法人共同通信社 編集委員・論説委員
瀬田 史彦	東京大学大学院 工学系研究科 准教授

## ヒアリングにご協力いただいた有識者の方々 2 (敬称略、五十音順)

---

曾我 謙悟	京都大学大学院 法学研究科 教授
田口 学	株式会社日本政策投資銀行 関西支店 企画調査課 課長
谷 隆徳	日本経済新聞社 編集委員
中田 博之	有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パートナー
長町 理恵子	追手門学院大学 経済学部 准教授
西尾 勝	東京大学 名誉教授
林 宜嗣	株式会社EBPM研究所 代表取締役
星野 泉	明治大学 政治経済学部 教授
松永 桂子	大阪市立大学 商学部 准教授
山田 英二	株式会社三菱総合研究所 地域創生事業本部 シニアコンサルタント
横道 清孝	政策研究大学院大学 理事・副学長
若林 厚仁	株式会社日本総合研究所 調査部 関西経済研究センター長
その他	経済団体 (関西経済連合会、関西経済同友会)

## 地方分権に関する勉強会の概要

### 《ねらい》

大阪・関西から地方分権の議論喚起や機運醸成につなげるため、大阪・関西を視野に取り組むべき方向性や必要となる制度や仕組みを検討する必要があるとの認識の下、平成**30**年度に地方分権に関する庁内勉強会を設置。

### 《アドバイザー》（敬称略、五十音順）

入江 啓彰 近畿大学短期大学部商経科 准教授

金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

玉岡 雅之 神戸大学大学院経済学研究科 教授

新川 達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授

## 《令和元年度の会合の開催実績》

### 第1回

- ・日時：令和元年9月9日（月）
- ・場所：大阪府庁本館地下1階 市町村課会議室
- ・議題：平成の分権改革の到達点の整理・検証
- ・参加者：府職員（政策企画部、総務部）、関西広域連合職員 他 ※アドバイザー出席

### 第2回

- ・日時：令和2年1月8日（水）
- ・場所：大阪府庁本館5階 議会会議室1
- ・議題：大阪・関西の分権型社会のあり方について
- ・参加者：府職員（政策企画部、総務部）、関西広域連合職員 他

### 第3回

- ・日時：令和2年2月**12**日（水）
- ・場所：大阪府庁本館5階 議会会議室1
- ・議題：大阪・関西における分権型社会に向けた検討
- ・参加者：府職員（政策企画部、総務部）、関西広域連合職員 他 ※アドバイザー出席